

平成 19 年第 1 回防府市議会定例会会議録（その 5）

○平成 19 年 3 月 7 日（水曜日）

○議事日程

平成 19 年 3 月 7 日（水曜日）

午前 10 時 開議

1 開 議

2 会議録署名議員の指名

3 一般質問

○本日の会議に付した事件

目次に記載したとおり

○出席議員（29 名）

1 番	河 杉 憲 二 君	2 番	藤 本 和 久 君
3 番	山 根 祐 二 君	4 番	斉 藤 旭 君
5 番	横 田 和 雄 君	6 番	弘 中 正 俊 君
7 番	木 村 一 彦 君	8 番	重 川 恭 年 君
9 番	松 村 学 君	10 番	伊 藤 央 君
11 番	原 田 洋 介 君	12 番	大 村 崇 治 君
13 番	三 原 昭 治 君	14 番	山 本 久 江 君
15 番	平 田 豊 民 君	17 番	藤 野 文 彦 君
18 番	高 砂 朋 子 君	19 番	安 藤 二 郎 君
20 番	今 津 誠 一 君	21 番	河 村 龍 夫 君
22 番	久 保 玄 爾 君	23 番	山 下 和 明 君
24 番	馬 野 昭 彦 君	25 番	深 田 慎 治 君
26 番	山 田 如 仙 君	27 番	中 司 実 君
28 番	田 中 健 次 君	29 番	佐 鹿 博 敏 君
30 番	行 重 延 昭 君		

○欠席議員

なし

○説明のため出席した者

市 長	松 浦 正 人 君	助 役	嘉 村 悦 男 君
副 収 入 役	内 藤 和 行 君	財 務 部 長	吉 村 廣 樹 君
総 務 部 長	浅 田 道 生 君	総 務 課 長	岡 本 幸 生 君
生 活 環 境 部 長	黒 宰 満 君	産 業 振 興 部 長	桑 原 正 文 君
土 木 都 市 建 設 部 長	金 子 正 幸 君	土 木 都 市 建 設 部 理 事	藤 本 澄 夫 君
健 康 福 祉 部 長	山 下 陽 平 君	教 育 長	岡 田 利 雄 君
教 育 次 長	和 田 康 夫 君	水 道 事 業 管 理 者	中 村 隆 君
水 道 局 次 長	井 上 孝 一 君	消 防 長	松 永 政 己 君
監 査 委 員	大 木 孝 好 君		

○事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長 檜 垣 健 次 君 議 会 事 務 局 次 長 徳 富 健 司 君

午前 10 時 開 議

○議長（行重 延昭君） 定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（行重 延昭君） 本日の会議録署名議員を御指名申し上げます。4番、斉藤議員、5番、横田議員、御両名にお願い申し上げます。

一般質問

○議長（行重 延昭君） 議事日程につきましては、昨日に引き続き一般質問でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、質問に入ります。最初は8番、重川議員。

〔8番 重川 恭年君 登壇〕

○8番（重川 恭年君） おはようございます。新人クラブの重川恭年でございます。本日のトップバッターとして登壇させていただきました。当局におかれましては、誠意ある御回答、御答弁をよろしくお願い申し上げます。

さて、市内には著名な観光地と称されるところ以外にも、たくさんの埋もれたり隠れたりしている名所、旧跡等がございます。そこで、大きい質問の1点目はこれら埋もれた名

所、旧跡を市民に対しPRあるいは活用策を積極的に行っていただきたいということでございます。

2点目は、交通事故や交通違反、反則等の未然防止対策、あるいは実態等について御質問させていただきます。

まず1点目の隠れた名所、旧跡等の市民への積極的PRと活用策についてであります。私の居住する右田地区にも種々の名所、旧跡と称されるものが存在いたしております。その一つに、旧山陽道にある佐野峠であります。ここは、江戸時代、参勤交代等大名行列の途中、かごをおろして大名が休憩した駕籠建場跡がございます。皆様も行かれた方もあろうかと思いますが、まことに眺望がよいところでございます。そのほかにも、萩往環には勝坂峠、また延長する山陽道牟礼方面には浮野峠、あるいは茶臼山峠等の駕籠建場もあるわけでございます。

さて、その佐野峠でございますが、江戸の御家人で狂歌師、洒落本作者大田南畝、号を蜀山人と称するそうでございますが、生まれは1749年から1823年没でございますが、文化2年(1805年)今からちょうど202年前になりますが、台道の庄屋、上田小蔵に案内されてこの佐野峠を訪れた際、書を残していると言われております。このことにより、一躍有名となった佐野峠は中国路随一の見晴らしどころなりやと、「注集案」という本によって褒めたたえられております。そして、多くの文人たちによって称揚されており、その中にはかの有名な頼山陽もその一人に数えられているということでございます。

今は、その峠のところ、昭和61年山陽自動車道佐波川サービスエリアと市西部に水道水を供給するための1,000トンのタンクが2基設置され、その周辺は水道公園として史跡保存並びに環境整備の両面から整備されております。しかしながら、ここ駕籠建場に至る旧山陽道の東西約1キロの山道が荒れており、また自動車道側道を含む旧山陽道沿いの不法投棄された粗大ごみが、それはそれは多量に捨てられておりましたが、過日2月4日日曜日、1日かけて市内のあるボランティア団体の方々が奉仕され、道路わきの雑竹木を伐倒整備され、不法投棄物の集積をされました。ボランティア作業をなさった方々は大変御苦労であつたろうと推察いたしている次第です。

このような次第で、駕籠建場に至る東西のハイキング道はきれいになり、また歩きやすくなって子どもや女性、老人に至るまでが気軽に歩ける最適の軽初心者向けハイキングコースとなりました。佐野峠の絶景を先ほど紹介いたしました大田南畝の文面を引用すると、「周防の国に佐野峠というところあり、山には小松をひしげりて、石おほく立てり。木の間に見ゆる海は周防灘なるべし。人家はるかに見渡さる、西浦というところなりとぞ。ふもとに佐波川の流れ帯のごとく、まことに山陽第一の佳景というべし云々」、というふう

になっております。

また、狂歌、「佐野嶺を越ゆ」を歌っており、その意味は中国唐の国の桂林の山、四川省の山、黄河以北の山、揚子江以南の山、江西省西南の山は絵にならないという意味を込めて、「佐野嶺を越ゆ」をつくったと水道公園には書かれております。

さらに、安政4年、毛利敬親公は、「佐野の手向にて」と題し、「しらぬいの筑紫路かけてうちかすむ、佐野の手向けの春ののどけさ」とも詠まれております。

私の住む右田には、佐野峠のほか二六台古墳、それからキリシタン灯籠、それから大日古墳、月の桂の庭、滝鶴台夫人の碑、これは赤い玉白い玉で、昔、教科書に載ったということでございますけれども、そういういろいろな名所、隠れたところがあるわけでございます。右田ヶ岳も隠れた名所と言えるのではないのでしょうか。

去る2月10日からの3連休の日には、右田ヶ岳に登られる方の数を数えたという方に出会いました。何と150余名の方が登られたということです。気候も天候もよかったんでしょう。私も数カ月に1度、また昔から登っておりましたが、2月20日だったと思いますが、小一時間ぐらい時間があつたので15時ごろ下の石船山まで往復いたしました。そのときも広島県の、はっきり覚えておりませんが、廿日市か五日市から観光バスが来ており、団体さんがおりてこられました。

ことさらこのように申し述べましたが、市内には隠れた名所、旧跡が数多く存在するわけであります。そこでお尋ねですが、このような箇所を市民の方に、まだまだPR、広報して体力づくりの面、あるいは憩いの面から活用する策をとっていただきたいと存じますが、いかがでしょうか。

次に、大きい質問の2番目、交通安全対策の実情等についてお尋ねいたしたいと存じます。昨今、交通事故が全国的にも問題となっております。事故は、起こした加害者も受けた被害者もともに非常に悲惨であります。それで、私は、何事も起こってからでは遅過ぎると思っているわけであります。ですから、交通事故や交通違反、反則などを起こす前に、その予防対策や防止対策が必要ではないかと思っております。もちろん、免許証を持っている者は法令を遵守することは当然であり、マナーを守ること当然でございます。免許証を持つ者は、試験に合格した者でありますので、法規も当然に熟知しているわけであろうと思います。全員が厳格に法令を遵守しておれば事故は起こらないわけであろうと思っておりますが、しかし現実には違反、反則、事故は起きております。その内容も交通三悪と俗に言われている意識的なものと、いわゆる標識などの未確認、ミスなどのいわゆるうっかり違反など、状況により多種多様の事故や違反、反則があると思います。

そこで、今回お尋ねいたしたいのは、意識的な無免許や、酒酔い、速度違反などではな

く、標識の見落としや、停止線の見過ごしなど、つまりうっかり違反といいますが、反則などを防止するために、運転者に少しでもわかりやすいドットマーク、ドットマークというのはシマウマのしまみたいになっているマークでございます。ドットマークや、注意を喚起するマークなどの対策を講じていただいて、交通違反や反則が減少するような方策をとっていただければ、ひいては交通事故防止にもつながっていくのではないかと考えておりますが、いかがでしょうか。国道、県道、市道、私道と管理者も別々だと思いますし、公安委員会、警察などとの連携もあり大変でしょうが、そのあたりも踏まえてお尋ねいたします。よろしく御回答のほどお願いいたします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 8 番、重川議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず 1 点目の名所、旧跡等の一層の活用方策についての御質問にお答えいたします。

防府市は申すまでもなく、防府天満宮をはじめ周防国分寺、東大寺別院阿弥陀寺、毛利氏庭園など、歴史的遺産を数多く有しており、毎年多くの人々が訪れております。しかし、有名な文化財や名所だけではなく、身近に存在する歴史的遺産や文化財も数多く存在していることは議員御指摘のとおりでございます。

本市ではこれら歴史的遺産や名所、旧跡、風景を紹介するものとして、「ふるさと散策」を発行しておりまして、さらにホームページの「ほうふWeb歴史館」や、観光名所として同じくホームページの「春夏秋冬コース」や「願かけコース」などを広報しております。

また、郷土史の研究を進めておられる団体が各地域にありまして、会員の方々の熱心な研究の成果を冊子にまとめられ刊行しておられます。

本市といたしましては、今後ともこれら団体等の協力をいただきながら、隠れた名所、旧跡について利活用を研究するとともに、より一層のPRに努めたいと存じます。

次に、交通安全対策の実情についての御質問でございますが、本市におきましては、市民の安全を願い、安心して安全な市民生活の確保のため、交通安全等のさまざまな施策に取り組んでおります。

御承知のとおり、近年の交通情勢は運転免許保有者数や車両保有台数の増加する中で、交通量の飛躍的な増大と、高齢化社会の進展等を背景に厳しさを増しております。

こうした情勢の中で、本市における昨年の交通事故は発生件数、負傷者ともに前年を下回ってはおりますが、死者数は9人で前年と同数となっており、依然として厳しい状況が

続いているのが実情でございます。

御質問の停止線と一体となっているドットマークの設置等についてでございますが、交差点には事故防止のため、一たん停止の標識と白線の停止線が設置してございます。特に道路形態によって交通事故が多発する箇所には、ドライバーに一層の注意を促す目的でドットマークが設置され、市内にも既に数カ所ございます。

確かに、交通事故の未然防止、及びドライバーに注意喚起を促すにはドットマークは有効な方法でありますので、今後この設置については所管が山口県公安委員会でありますので、防府警察署と前向きに協議、検討してまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（重川 恭年君） それでは、前段の史跡等の P R、活用について質問させていただきます。

ただいま、一層の努力、P Rをしたいとのことでありましたが、具体的に実施、実行に移していただきたいと思います。例えば、旧山陽道の佐野峠、右田ヶ岳の件で申し上げますと、ボランティアや地域の方々に協力を求め、ごみの不法投棄を防止する策、またそれを処理する策、あるいはハイキングコースや登山道を整備する策など、ある程度は行政がリードしていかないと協働もできないし、共助もできないと思います。また、行政自体が施設、設備等の充実、整備をリードすることも大切なことであろうと思います。

そこで、佐野峠、右田ヶ岳を引き合いにとってお尋ねいたします。不法投棄防止対策看板の設置はどの部署なのかということでございます。それから、コースの車どめ、こういうものを設置したいという要望もあるわけでございますが。というのは、軽四でごみを捨てに行く、そのコースの中に入ってですね、こういうことがあるんで、そういう車どめの設置はどの部署なのか。また、それぞれの箇所にコースを P R する看板を立てる、あるいはパンフレット等で広報する部署はどの場所なのか。コースの整備をするとすれば、それはどこの部署なのか。さらに言えば、市民の体力づくりに活用する、この場合はどこか、レクリエーション目的を持って活用した場合はどこが所管するのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 今の御質問にお答えするのはどこの部署かということをもまず疑問に感じておりますけれども、一応とりあえず私の方でお答えをさせていただきます。

不法投棄防止対策につきましては、原則としてその土地の所有者あるいは、ですから道路であれば市道であれば市の管轄でそういう看板を設置するということになろうかと思い

ます。

そのほか、今いろいろ車どめあるいはPR等、言われましたけれども、強いて挙げれば観光課あるいは文化財保護課、そしてまたスポーツ振興課、それから林務水産課でしょうか。事の進みぐあいによっては企画政策課も入って検討するということになるのかと思っております。

○議長（行重 延昭君） 8番。

○8番（重川 恭年君） 今、私はあえて別々なことを言ったわけですが、市民の方がこういうことをされようとしたときに、これはうちの所管じゃないよと、あそこへ行きなさい、そこへ行くとまた、いや違うところへ行けと、こういうことが、この例ではないんですけれども、非常に多いということを聞いておるわけですが。そこで、市長にお尋ねしたいと思います。今後、市民の協力を求めてボランティア団体等がこういうことをやる、佐野峠のときにはあるボランティア団体が不法投棄の、それはもう車にいっぱいになるほどのごみでございました。こういうものを収集されたわけですからまた、コースが傷んでいるからこれを雑木を伐倒して歩かれた。

こういうようなことで、どこに行ってもいいかわからない。行ったときにまたそういうたらい回しが発生すると、こういうような状況がいろいろなところで見られるということを聞いております。それで、市長の平成19年度の施政方針の16ページ、17ページでございますが、組織改革、市政なんでも相談課、それから市民活動推進課というものを設置するというふうに書いてあります。それから、地区担当員を配置すると、こういうようなことが書いてありますが、市民がいわゆるそういう課に行ったときに、たらい回しというか、これはうちの所管でないと、これはうちの所管でないと、そういうことがないように努めていただきたいと思いますし、市民の協働、共助、こういうものをこれから市政への参加、求めるのであればぜひともその辺をよろしくお願いしたいと思います。その市民活動推進課、この辺の意図もこの施政方針の中に市民の皆様の市政への参画と協働の推進に取り組むということが書いてありますので、ちょっとその辺について市長の所見をお伺いしたいと思います。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 議員御指摘のとおり、私もかねがね市民の皆様方が市政に関していろいろな相談あるいは悩みなどお持ちの場合、どこへ行っていいか、まずどこを訪ねたらいいのか、それがわからない。わからないからいろいろなところへ行くと、うちじゃないよ、うちじゃないよというような形で、悪い言葉で言えばたらい回しになってしまう。そうこうしているうちに、日にちがどんどんたっていく、エネルギーも随分使わなけ

ればならない。そういうことは私も体験をしたことでもございます。

そんなようなことで、この４月１日から機構改革をいたしまして、市政なんでも相談課というものをまず立ち上げます。その職員は、市政全般がよくわかった者をももちろん張りつけるわけですが、兼務辞令で、全部の、すべての部の部次長を兼務辞令でそこに籍があるようにいたすことにしております。したがって、まずそこで相談を受けた者が直ちに担当の部次長を通じて担当部へ連絡をします。その市政なんでも相談課の役割はそこまででございます。それから先は、現場がそれぞれ責任を持って担当の部と課が責任を持って市民との対応に努めていくと、こういうことでまずはできる、できないも含めましてすべてのことが行政の守備範囲でない場合ももちろんあるわけでございますから、行政の守備範囲になることは行政できちっと行う、そうでないものはそうではありませんよということをきちっと御報告申し上げると、このことが市民にとってはとても参考になることではないだろうかということが市政なんでも相談課の役割でございます。

それから、いま一点の、市民活動推進課につきましては、これも現在っております広報広聴課の機能をさらに充実させた形の中で、市民活動をそこでさらに推進していけるようにいろいろな助言あるいは相談に乗っていくと、こういう趣旨で機構改革を前向きな形で進めたものでございます。もちろん、これとてその業務をしていく上におきましていろいろなまた気づきなども出てくるかも知れません。その都度、改善を加えながら市民の皆様方の御相談に乗っていきやすい市役所に変貌してまいりたいと、このように思っているところでございます。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（行重 延昭君） ８番。

○８番（重川 恭年君） ただいま、市政なんでも相談課それから市民活動推進課、こういうものが今後の市民の市政への参画と協働の推進に役立つものだと思っております。私も、会派で今年度視察に行った市があるわけでございますが、そこは窓口一本化ということで、これは転入転出等が主なものでございましたけれども、市役所に来た市民は庁内を歩かせない、こういう施策を取り入れていらっしゃる市もあったわけです。また、これもいろいろ研究して、またの機会にこういうことはお尋ねしたいと、あるいは提言していきたいと思っております。

それでは次に、冒頭の質問でいたしました佐野峠の不法投棄ごみの処理、コースの整備はボランティアの方々の助力でできました。その後が大切であろうと思います。これらの維持・管理等、活用する方法、そしてＰＲ、これが大切なことでございます。もちろん、地域の方々や市民の理解も大切なことであります。ボランティア、そして地域の方々と協

働で行っていかねばならないと、そういう部分もあると思っております。しかし、行政は、それが十分市民が活動できる下支えをしなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

右田ヶ岳も今や防府が誇る隠れた名所であると、私は認識しております。その山に登るについて、現在、ふもとの小学校のトイレを簡易的にあけてもらって利用させてもらっております。しかしながら、市外から来られた方には不案内でございます。どこにあるのかわからない。学校の施設でございますので、難しいことだろうとは思いますが、何か表示はできないものであろうかと。また、登山コース、これの危険場所の表示等の対応はできないだろうか、あるいは駐車場も教職員と一緒に狭い三角地であります、これも整備というか、どうにかできないであらうかなということでお尋ねいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 右田ヶ岳の登山者に対する整備ということでございますが、まず、駐車場の件でございますけれども、駐車場の整備ということで、現在、右田小学校のグラウンドの南側に砂利敷きの形で駐車場に使ってもらっております。整備と言われますと、多分、アスファルト舗装のことではないかと思いますが、ここは個人の土地をお借りしているという形になっておりまして、所有者からも現状維持でというような形でお聞きをいたしております。

それから、トイレの表示についてでございますけれども、現在、右田小学校の体育館の北側に暫定的な形で登山者のために開放しているということになっておりまして、今現在、例えばトイレの掃除とかトイレトペーパーの保管とかは学校で行っておるわけでございます。十二、三年前にも観光課とも話がありまして、登山者のためにどうするかということで話し合いが持たれたところでもございますけれども、その看板についても今のところまだ暫定的なものであるということで、まだつけられないという状況でございます。今後、大変登山者も多いという話もお聞きいたしておりますので、先ほど関係課との横の連絡等しっかりととりまして、協議をしていきたいというふうに思っております。

それから危険箇所のいろいろな設置なりについてでございますが、これにつきましてもそれぞれ関係部署と協議をしなければなりませんし、また山の所有者の方にはそれぞれ愛好会の方もおられるようでございますので、その方たちとのいろいろと協議を進めていきたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 8 番。

○8 番（重川 恭年君） 今の御回答、私も多分そうであらうというふうに感じておりますし、また、今後市民あるいはボランティアも含めていろいろ協議していただきたいと、

こういうふうに思っております。

それで、最後ですけれども、市内には掘り起こして活用すればまだまだあっと驚く宝物的存在がたくさんあります。市民やボランティアとともに、この眠れる宝物のPRと活用策を模索して市外へもどんどんPR、売り出していったらいかがかと思っております。市の中心部を見回しても、駅をおりてすぐ至近のところに車塚古墳あるいは鋳物師古墳と、これも見たらすばらしいものでございます。こういうもの、その所有者がどこなのか調べておりませんが、そういうものも、本当、子どもたちが見ても大人が見ても、この街なかにこんなものがあるのか、あるいは桑山もそうでございます。野村望東尼の終えんの地、あるいは夏目雅子さんのお墓、あるいは来目皇子の仮埋葬地、木喰上人の彫られた像というか、そういうもの、いろいろ桑山一つとってもあるわけでございます。

そういうことで、ぜひ隠れたそういう名所、旧跡というか、こういうものも広くPRしていただきたいと要望して、この項の質問を終わります。

それから次に、交通安全の方に移りますが、まず第一に市内に道路管理者別に路線延長はどのくらいあるのか、その実態をまずお知らせ願いたいと思っております。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 市内に道路管理別に路線がどのくらいあるのかという御質問にお答えします。

まず、市道につきましては、1級、2級、その他という分類をしておりますので、その3種類の御説明をしたいと思います。まず1級につきましては、都市計画街路と幹線道路関係です。まず50戸の集落を結ぶ主要路線という形で、これが路線数が73路線ありまして、延長にしますと134キロでございます。それと、2級という市道の区別をしておりますが、1級が50戸で2級が25戸の集落を結ぶという形で整理しておりますが、それが51路線、延長にしまして70キロでございます。その他の道路が、路線数が995本でありまして、延長にしまして430キロでございます。合計しますと、路線数が市道につきましては1,119路線、総合計の延長が634キロとなっております。

それと、県道につきましては、16路線ありまして延長にしまして106キロでございます。

国道につきましては、2号と山陽自動車道があるわけですが、国道2号につきましては延長にしまして28キロでございます。山陽自動車道につきましては、22キロという形で、国道の合計をしますと、2路線で合計50キロということになっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 8番。

○ 8 番（重川 恭年君） 大変な延長キロ数になるわけですね。市道の延長も 6 3 4 キロというふうに、今、聞いて驚いたわけでございます。それぞれ管理される側も大変であると思います。前段で、交通事故の件を述べられましたが、もう少しその内容を、概況というか、これをお知らせ願いたいと思います。

○ 議長（行重 延昭君） 生活環境部長。

○ 生活環境部長（黒宰 満君） 交通事故の実情についてという御質問でございます。本市におけます昨年の交通事故につきましては、発生件数が 1 年間で 7 1 8 件でございます。そのうち、負傷者数が 8 6 9 人ということになっております。そして、物損事故が 3 , 3 9 8 件、このような実績となっております。先ほど、市長が答弁の中で申し上げましたけれども、これらはいずれも前年を下回っております。ただ、死者数が 9 人ということで、これは前年と申しますか一昨年と同数ということになっております。依然として厳しい状況であるということに、私ども認識をしております。

ちょっと申し上げたいのが、中でも高齢者層の関与した事故が非常に高い比率を占めておるといのが特色でございます。昨年の高齢者の関与した事故のうち高齢ドライバーの占める割合というものが全体の 6 2 . 1 % ということになっております。これにさらに自転車運転中という状況を含めれば、 8 9 . 4 % という高い比率を占めております。私ども担当といたしましては、交通安全対策上、特に高齢者を対象にした交通安全教育とか啓発、こういったものが今から必要になってくるんじゃないかなと、このように考えておるところでございます。

以上でございます。

○ 議長（行重 延昭君） 8 番。

○ 8 番（重川 恭年君） ありがとうございます。

私の調査で、平成 1 7 年度の市内における事故と称されるものが 1 6 年が 7 6 4 件、1 7 年度が 7 7 0 件、要は 7 7 0 件あるわけです。その中で、いわゆる違反種別というものが、この防府市交通統計 1 7 年版に出ているわけでございますが、一番多いのが安全運転義務違反でございます。次いで多いのが一時不停止であります。それから、3 位が信号無視というふうになっております。それで、この一時不停止による事故、この一時不停止というのいろいろなあるようでございますが、これを少しでも少なくするため、一時停止線、一時停止標識が設置してある場所に、前もって先ほど御回答いただきましたドットマークなどの運転者に事前の注意喚起を促す方法をとってもらいたい、こういうことでございます。ドットマークがカラー舗装であってもいいと思います。それで、現在市内にどのくらいの一時停止標識が設置されておるのか、もしわかればお教え願いたいし、わからな

ければ結構でございます。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 市内にどのくらいの一時停止標識が設置されているのかということでございますが、私どもの方で問い合わせたところ、市内の一時停止の標識の数につきましては、約 1,000カ所と聞いております。

それで、先ほど言われましたドットマークの設置場所、皆さんの目に触れる場所をちょっと2カ所御紹介しますと、防府の駅通り、警察署の、交番があります。前の県道防府向島線に面した箇所に、まずはパーラーニューMKというパチンコ屋さんがありますが、その東側に接した部分にドットマークが設置してあります。それからちょっと西に行きますと、サルビアホテルからずっとこの路線に来る、たからやホテルを通してこの路線に接する交差点にも設置してあります。そういう形で今から、先ほども回答しましたように、公安委員会とも協議しながら交通事故の発生が多いところを特に御要望して設置していただきたく、要望してまいりたいと考えております。

○議長（行重 延昭君） 8番。

○8番（重川 恭年君） ドットマークを今後積極的に、あるいはカラー舗装も含めて取り入れていただくように要望するというところでございますが、今度は県の警察本部が出した交通白書というものがございます。これによりますと、反則行為で一番多いのは速度違反。大体、3万5,000件ぐらいが速度違反で捕まっていると、こういうことになっております。それから2番目に多いのが一時停止、これが約2万件ぐらいあるわけです。それで、警察に問い合わせ、防府市内でどのぐらい一時不停止でチケットを切られているのかと聞きましたら、管内ごとの数字は出していないと、こういうことでございますので、この交通白書による件数から人口比率でいくと、市内で2,000件を超える反則切符が切られているのではないかというふうに思われます。

それで、少しでもうっかり違反、反則を防ぐためにも、そして事故を事前に防止するためにも注意喚起マークであるドットマーク、カラー舗装などを一時停止箇所に積極的に導入していただくよう要望して、この質問を終わりにしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（行重 延昭君） 以上で、8番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は18番、高砂議員。

〔18番 高砂 朋子君 登壇〕

○18番（高砂 朋子君） おはようございます。公明党の高砂でございます。通告に従

いまして質問をいたします。

第1項目目、母子の健康福祉についてお伺いたします。

厚生労働省は本年2月21日、2006年の人口動態統計の速報を公表いたしました。新聞報道によりますと、年間の出生数は112万2,278人で、前年比3万2,041人増となり、出生数が前年より増加するのは6年ぶり、女性が一生の間に産む子ども数に近い数計値、合計特殊出生率は2005年に過去最低の1.26を記録したが2006年には4年ぶりに1.3台を回復すると見られるという記事。大変喜ばしいことでございます。しかしながら、今後、人口減少が一層進むと予想されている中、出生数が再び減少する可能性は高いとされています。出生率の増減だけが大きく取り上げられがちでございますが、大切なのは子どもを産み育てやすい環境をいかにしてつくっていくかだと思います。

我が防府市の市民の皆様への健康福祉に関して、これまでもあらゆる角度から問題点を探られ、細やかな配慮による施策が講じられてきましたことへ、ここで改めて感謝申し上げます。地域を取り巻く環境は、人口減少、少子高齢化等の急速な構造変化に直面しており、未来に責任を持つことが私たちの役目であるならば、今後さらにその構造変化に敏感に対処していかなくてはなりません。新しい積極的な施策が望まれる大事なときを迎えています。

そこでお尋ねをいたします。1点目、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診の無料健診回数を拡大することについてお尋ねいたします。防府市では、現在、妊婦一般健康診査として妊婦の前期に1回と後期に1回、妊婦一般健康診査受診表の検査項目に限り無料となっております。また、35歳以上の方は後期に1回、超音波検査が無料となります。妊婦の定期健診の受診間隔は、23週まで4週間に1度、35週まで2週間に1度、36週からは1週間に1度、予定日を越えたときは1週間に2度と、母子ともの健康に合わせて受診をいたします。平均受診回数は14回とされています。妊婦の健診費用は公的医療保険の対象外であるため全額自己負担となり、費用は1回約5,000円から6,000円、血液検査を行うと1万円から1万5,000円程度かかります。2回分の無料措置はありがたいものの、残りの自己負担額は平均12万円に上ります。大変高額な負担です。特に若い夫婦世帯の負担感はおさらですし、妊娠、出産への心のブレーキの要因になっていることも事実です。

このような状況下、厚生労働省はこのたび新しい少子化対策の一環として妊婦の健診費用の負担軽減の回数を拡大することにより、妊婦が安心して必ず健診を受けられるようにし、母体や胎児の健康確保を図ることをねらいとして無料健診回数を全国基準で最低5回

とすることを自治体に通知し、平成１９年度中の実施を目指すとしています。実施は市町村でございますので、防府市においても今後の重要な施策の一つとしてぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと願うものです。当局のお考えをお聞かせください。

２点目、マタニティマークを通した妊産婦に優しい環境づくりについてお尋ねをいたします。妊娠中、特に初期は胎児の成長はもちろん、母親の健康を維持するためのとても大事な時期です。しかし、外見からは妊婦であるかどうか判断しにくくなったり、つらい症状があっても理解が得られにくい場合があります。

厚生労働省は昨年３月、２１世紀の母子保健分野の国民運動計画であるすこやか親子２１を発表し、妊娠、出産に関する安全性と快適さの確保を挙げました。この課題の達成のためには、妊産婦に対して理解のある地域や職場の環境づくりや、受動喫煙の防止、各種交通機関における優先的な席の確保などが重要としています。この趣旨から、妊産婦が交通機関を利用する際に身につけ、周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするもの、さらにあらゆる施設、公共機関等が、その取り組みや呼びかけ文を付してポスターとして掲示し、妊産婦に優しい環境づくりを推進するものとして、マタニティマークを発表いたしました。マークの概要ですが、ピンク色をバックにした形はハート型、お母さんが赤ちゃんを優しく包み込む姿をデザインしたものです。

市広報による啓発、ポスターの作成、掲示、場合によってはバッジ等の作成、配布、あらゆる方法によるマークの普及によって少しでも地域ぐるみ、まちぐるみで優しい目、思いやりの心を妊産婦の方たちに向けてあげることができないものかと思っております。当局のお考えをお聞かせください。

第２項目目、障害者福祉について、内部障害者・内臓疾患者の暮らしをまもるためのハート・プラスマークの普及についてお伺いいたします。内部障害とは現行の身体障害認定基準で身障手帳の交付の受けられる、心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸の機能、ＨＩＶによる免疫機能の障害を指し、内臓疾患とは身障手帳の交付を受けられない難病や、その他多くの内臓機能疾患を指しますが、これらの障害や疾患を抱えた方たちは、外見は健常者とほとんど変わらないため周囲から認知されにくく、社会生活で思わぬ誤解を招くことも少なくない現状の中で頑張っておられます。一般社会にその方たちの存在を視覚的に示し、理解の第一歩とするためにハートマークに思いやりの心をプラスしようと、ハート・プラスマークは生まれ、徐々に広がっているところです。

マークの概要ですが、青色をバックにした形は四角、人間をあらわす白抜きの中央に真っ赤なハートとプラスのマークがデザインされております。ハート・プラスの会のホームページには、「あったらいいな、そんな素朴な思いから生まれたマーク、ちょっぴりでい

いから理解してほしい、世の中にはこんな人々がいることを」と書かれていました。控えめな言葉ですが、切実なる訴えだと思います。このマークは公的機関が定めた内部障害者を示すのではなく、法的拘束力もないのですが、このマークが広がることによって内部障害者、内臓疾患の方たちへ優しい思いやりの心が向けられる第一歩になるのではないのでしょうか。

世間では障害者のマークとして車いすをモデルにしたマークが一般的ですが、障害者は車いすを利用される方々のほかにもいらっしゃることを、より多くの方に知っていただく必要があります。具体的には、市庁舎をはじめ、あらゆる公共施設の身体障害者専用駐車場や多目的トイレにそれを必要とする方たちが利用しやすいように、ハート・プラスマーク入りの看板やステッカー等の取り付け、配布等が有効だと思います。

また、市広報でも一人でも多くの方に知っていただくことにも取り組んでいただきたいと思います。元気を支えるぬくもりづくり、あらゆる障害の方々が住みなれた防府のまちで一步でも自立の道を歩み、お元気に過ごしていただくためのぬくもりづくり、1つのマークではございますが、そのぬくもりにつながり、広がるのではないかと思います。当局のお考えをお聞かせください。

最後に、移動図書館車ブックモバイル導入についてお伺いいたします。昨年11月にオープンした新図書館は、多くの市民の方々に利用され、喜ばれております。ホームページの利用案内には、私たちの目指す図書館像として、1、誰もが等しく学べる、豊かな資料と機能を持つ図書館。2、地域の人々と手を携えて、豊かな交流の場を創る図書館。3、生涯学習活動の拠点として、集会文化活動に力を入れ、地域の力を高める図書館。4、地域の歴史や文化を大切にするとともに、国際理解を高めていく図書館。5、さまざまな教育文化施設とのネットワークを進め、サービスする図書館。6、子どもたちの読書活動を進めていく図書館。7、障害者や高齢者に優しい図書館、以上7項目にわたり目標を挙げられております。キーワードは「だれもが等しく」であり、「ネットワーク」であり、言葉としては3回使われている「地域」であろうと思います。

高齢者、障害者、交通弱者の方々、そして子どもたちまでもがだれもが平等に充実した図書に触れることのできる図書館、中央に集中しがちな文化の発信基地を地域に広げていくことのできる図書館を目指す意義は大きいと思います。また、読書の必要性、重要性の観点から申し上げれば、さまざまなメディアの急速な発達によってモラルが追いつかず社会全体が活字離れ、図書離れが進み、考える力、想像する豊かな心の喪失、国語力の低下などの弊害が訴えられているのが実態です。

昨年、私は大変危機的状況にある子どもたちのメディア弊害を一般質問に取り上げまし

た。一日じゅうテレビに子守をさせられている乳児、ゲーム機を片時も離さない幼児、友達と遊ぶことイコールゲームをすることになっている小学生、メールにはまる中学生、メディアのすべてを否定するものではありませんが、子どもたちの脳の中は前頭前野の機能低下により、理性、注意、思考、意欲、情動といった大事な感情の欠落につながっているのが現状です。

このようになった子どもたちに対し、「ゲーム脳の恐怖」の著者である森昭雄さんは、テレビ観覧時間を２時間まで、ゲームは１５分までにして、その２倍以上の時間を読書に充てるよう進めている、読書は文章を理解し、記憶し、イメージするため、前頭前野がよく働くと読書の有効性を強調されています。

昔は何もなかったから読書が楽しみの一つだったと言われますが、これからは周りに何もかもありふれているからこそ、静かに読書をとるべきだと思います。あるお母さんが言うておりました、「学校で本は借りて帰るけれども、一切読まずに学校に持っていく。家に帰ったらゲームやテレビばかりでどうにかして読ませたいけれども、どうしたらいいか悩んでいる」と、読書の楽しさを何とかして子どもたちに伝えたい、そして読書を通じて子どもたちの心に夢や希望を持たせたい、この点からも図書館の持つ使命は大きいと思います。

以上のようなことから、新図書館がスタートしたこの絶好の時期に、また、図書の充実を強く願う市民の方々の思いを形にしていくためにも、ルルサス防府の図書館を中心軸に、大きな使命を乗せて、市内じゅうを駆け巡り、充実した図書のサービスを全域的に、より多くの人に平等に提供できる移動図書館車ブックモバイルの積極的な導入をと強く願うものです。

すてきな夢のあるネーミングや、デザインを施した車が市内を走ることで、「あの車はなあに」と話題になれば、ルルサス防府新図書館への流れもできてくるのではないのでしょうか。県内１３市のうち下関、萩、長門、宇部、山口、周南、下松、岩国の８市が既に導入しており、まだのところは山陽小野田、美祢、光、柳井、そして我が防府の５市です。歴史と文化のまち防府としてはこれ以上おくれをとってはならないという方もいらっしゃると思いますが、これまでに関係者の方々が思慮を重ねてこられた分、市民の皆様喜んでいただける移動図書館車がルルサスから発車できるのではと思っております。当局のお考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） １８番、高砂議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは御質問の内部障害者・内臓疾患者の暮らしをまもるためのハート・プラスマークの普及についての御質問にお答えいたします。

心臓や腎臓など体の内部に疾患がある内部障害者・内臓疾患者の方につきましては、外見は健常者と変わりないように見えるため、日常生活においてさまざまな誤解を受けやすいことにより、同じ障害者でありながら社会の無理解で困難に直面することもあり、社会の理解が必要と考えております。内部障害は見えない障害であることから、他の障害者に比べて社会的認知度が低いというように聞いております。議員御指摘のとおり、ハート・プラスマークの普及、啓発につきましては、市としてどのような取り組みができるか検討してまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、担当部長より答弁いたさせます。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） 内部障害者・内臓疾患者の暮らしが大変であることを御認識の上で社会の理解が必要、また、市として検討してまいりたいという御答弁をいただきましてありがとうございます。議長に了解を得ましたので、ここでハート・プラスマークを御紹介をしたいと思います。これがハート・プラスマークでございます。初めて目にされる方も多いのではと思っております。

この内部障害者の方々が、今、市内に何人いらっしゃるかどうか、御答弁いただければと思っております。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 今、議員お尋ねの内部障害者、疾患の方の人数ということでございますけれども、この平成19年2月現在で住民登録をされておられる方で身体障害者手帳をお持ちの方が全体で4,510人おられます。そのうち、内部障害の手帳所持者の方は、1,181人となっております。したがって、防府市におきましては約26%の方がいわゆる内部障害・内部疾患の方であるということでございます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） 全国的にも身体障害者の数の方の約25%の方々が内部障害者でいらっしゃるようです。防府は26%ということで、通常、外見からはわからないので意外に多いという印象を受けられると皆さんも思われたのではないかと思います。

先日、呼吸器の大手術をされた方にお会いをいたしました。健康状態に大変な不安があり、障害者の認定も今から申請をするということでございました。お見かけしたところでは本当にわからないわけですが、歩かれる姿を見ると本当に歩行も大変だ、そうい

った状況の方でございました。その方が出かけた先で車をとめるのに付き添った友人は障害者用の駐車場を勧めるけれども、人の目が気になってとめられなかった、そういうふうにおっしゃってありました。

また、オストメイトになりました私の友人は障害者用のトイレから出ると、そこでたまたま順番を待っていた車いすの方に、元気なあなたがこのトイレをどうして使うのかというふうに言われたので、とても悲しくなったと言っていました。その私の友人は、私は人工膀胱をつけていますのでこのトイレしか使えません、そういうふうにきっぱりと言ったそうです。

モラルの低下で、真に必要としない人が駐車場やトイレでも我が物顔で利用することもある世の中ですから、恐らくその車いすの方も正義感から注意されたのだと思いますけれども、こういったことがいろいろなところに起きていることで、お互いが気まずくなっている、中には警備員のいらっしゃる駐車場のその警備員さんに、ここであなたはとめてはいけません、そういうふうに言われた、そういうふうに聞いたこともございます。さまざまな、周りに理解をしていただけない悲しい実態が、この25%、26%の方々の心の中にあるということを御紹介をしておきたいなと思ったわけでございます。

ちょっとお聞きをいたしますけれども、部長さんのもとにこういった声は届いていませんか、また、耳にされたことはございませんでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） そのような不自由をしておられるという声が届いておるかかどうかということでございますけれども、私は直接には聞いておりません。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） 私もこの1年足らずの間に、前述の2人に歩行もつらいときがあるという膠原病の友人も含めて、3人の方々から切実なお話を伺いました。恐らく、届いていないと今おっしゃいましたけれども、実際はいろいろな方が悩んでおられるのではないかというふうに思います。啓発に努めていくというのは、言葉で言うほど簡単ではございません。目に見えるもの、事をまずそろえていただいて、繰り返し繰り返し呼びかけていく地道な作業が必要だと思います。目に見えない内部障害に理解を、これが切なる願いでいらっしゃいます。そのツールの一つにこのハート・プラスマークをぜひとも使っていただきたいと思います。と思っています。

ここで、このマークを既に活用している自治体、一部ではございますが御紹介をいたします。昨年行われた愛・地球博では、公的な場所として初めて会場内のケアセンターや愛

知、尾張旭市の障害者駐車場にハート・プラスマークが掲げられました。そういった取り組みを初めてされたというところ。また、千葉県の船橋市や埼玉県のパルティには、このハート・プラスマークが紹介をされております。また、松山市においては今年の12月3日から9日、障害者週間に合わせて内部障害者のシンボルマークであるこのハート・プラスマークを作成して、希望者には携帯用のカードを無料配布して市民の啓発を始めた、そういうふうになりました。

まだまだ今からではございますけれども、何ともそういった陰で悩んでいらっしゃる方々にも耳を傾けていただいて、心温まる市政、その第一歩としてこのマークの活用を考慮していただきたい、そのように要望して、この項は終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、母子の健康福祉について、健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） では、母子の健康福祉についてお答えを申し上げます。

初めに、胎児や母親の健康状態を診断する妊婦健診の無料健診回数を拡大することについてお答えをいたします。本市では妊婦さんが出産までに自主的、定期的に受診される健診のうち、前期と後期の各1回、また、35歳以上の妊婦さんには後期に超音波健康診査の1回を公費負担でそれぞれ医療機関で受診をしていただいております。

しかしながら、近年、高齢出産や若年出産、あるいはストレス、経済的不安等を抱える妊婦が増加傾向にあり、母体や胎児の健康を守る上で妊婦健康診査の重要性が高まっております。そのため、国では今年1月に少子化対策の一環として、妊娠中の健診費用の負担軽減とともに積極的な受診を図るために、最低限度必要な妊婦健康診査の時期、及び内容を示して自治体に5回程度の公費負担を求めています。

助成回数の拡大につきましては、昨今の社会情勢を踏まえながら、妊娠中の経済的負担の軽減とともに受診しやすい環境を整えることも必要だと存じますので、今後、国、県の方針及び県内他市の動向とあわせて検討してまいりたいと存じます。

次に、マタニティマークを通した妊産婦に優しい環境づくりの推進についてお答えをいたします。

このマークにつきましては、国の「健やか親子21」推進検討会において、妊産婦に優しい環境づくりの一環として決定されたものでございます。妊婦が安心して妊娠期間を過ごし、安全な出産を迎えるためにはまず妊婦自身が自分の健康管理に努力することが大切と考えますが、妊婦のみにその努力を期待するだけでなく、家族や職場、地域など社会全体が思いやりのある心で見守り、安全、安心な出産を支援していく環境づくりが重要と考えております。広く市民にその趣旨を周知するためにも、マタニティマークの活用は有効と考えますので、市民への普及、啓発を図ってまいりたいと存じます。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

最初に、妊婦健診の無料回数の拡大についてということで、2点、御質問させていただきます。この拡大については、県、国の動向を見ながら、また他市の動向を見ながら検討していくということで、不安を抱える妊婦さんが大変多い状況の中で必要性を感じてくださっているという御答弁をいただきまして、ありがとうございました。何とぞ力を入れていただいて、1回でも多く妊婦さんが安心して健診を受けられるような思いやりのある施策につなげていただきたい、そういうふうに思います。

ここ数年の市内の出生率はわかりますでしょうか。1点お聞かせください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 出生数でよろしゅうございますか。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、15年から申し上げます。15年度が958人、16年度が1,007人、17年度が980人で、18年度につきましては、12月末現在で803人となっております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

本当にこの958、1,007、980、1,000人前後の子どもさんたちが本当に健やかに誕生されているということに、本当に生まれてきてくれてありがとうと言いたい気持ちでいっぱいです。市広報、月1回、1歳の子もたちだったと思いますけれども、元気な笑顔いっぱいの写真が載せられている、あの企画、私、大変楽しみにしております。この子たちが本当に健やかに成長してってくれるといいな、そういう思いで見させていただいております。

少々古いデータで申しわけございませんけれども、20年前にいただいた私どもの長男の母子手帳を見てみますと、初めてということもあり、きちん、きちんと12回通院をしておりました。2人目、3人目となると妊娠中、逆子になったり、予定日の1カ月前に微弱陣痛が起きているにもかかわらず、受診回数は次第に減っており、3人目は9回でございました。大切な命を抱えているわけですから、確かに不安は出産の間際までつきまとうわけですが、経済的な負担を考えると、通院を少し延ばそうかな、そういうふうに私も思っておりました。そういった経験をしていらっしゃる妊婦さんは本当に多いのではないかと、そういうふうに思います。

そういったことを考えると、厚生労働省が言っておりますように健康で安全なお産をするためには、５回以上の健診が必要、そういうふうにしておりますので、最低５回分以上の無料健診がスタートできれば、経済的な理由で受診しないとか、できないとか、そういった悲しい状況をつくらなくて済みますし、安心してお産に臨めるのではないかと、そういうふうに思います。また、妊娠、出産への心のブレーキが少しでも解けはしないかと思っている大事な施策ではないかと思っております。

最後にもう一点でございますけれども、他市の動向を見ながらということでございますけれども、我が防府市にも無料健診拡大の通知、そういったものは厚生労働省、県の方から届いているのでしょうか。そのことだけ、ちょっと確認をさせてください。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 通知が届いているかどうかということでございますけれども、通知は確かに来ております。しかし、この通知につきましては最初に出た通知と後からの通知で、最初は妊婦健診についてということが重点項目として挙がっておりましてけれども、その次に来ましたときには、妊婦健診を含む地域の子育て支援のための措置として総枠で示すんだということになっております。厚生労働省と総務省の方で、現在、その辺どういうふうにするのかという話がされておるという通知はいただいております。

以上です。

○議長（行重 延昭君） １８番。

○１８番（高砂 朋子君） よくわかりました。

今、県の方も、またいろいろ考慮しているようですし、市におかれてもいろいろな動向を見られながらということでございます。いろいろな動向を見られながらということではございますけれども、少子高齢化が極端に進んでいるこの社会に、本当に大事な一歩だと思っております。産むことから始める、そこから育っていくことにまた施策を講じていく、子どもたち一人一人の幸せのために、何とぞ積極的な御英断をお願いしたいことを要望いたしまして、この項の質問は終わります。

次に、マタニティマークの件でございますけれども、重要性を感じてくださっていること、また有効であるという御答弁をいただきまして感謝いたします。ここで、これも議長の了解を得ておりますので皆様にマタニティマークを御紹介をしたいと思います。先ほど申し上げましたように、ピンクのハートの中にお母さんが子どもを抱いている、本当に見えてほっとする温かいマークだと私は思います。このマークを部長さんは見られたことがありますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） はい、見ております。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

厚生労働省のホームページから自由にダウンロードできますし、詳しい活用方法や内容についても取り出すことができるとなっておりますので、ぜひともごらんになっていただきたい。まず部長さんのお部屋にこのマークを張っていただきたいというふうに希望しておきたいと思います。

そういった意味からも、どこからか始めないと、このマークの浸透、マーク1枚ではございますけれども、心の広がりにはつながらないのではないかと、そういうふうに思っておりますので、何とぞよろしくお願いをいたします。この項については終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は、移動図書館について、教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 移動図書館車導入についての御質問にお答えいたします。

防府図書館では、地域への図書館サービス事業として、現在、公民館などに15カ所の地域文庫、小・中学校や幼稚園、保育園、福祉センターなどに約100カ所の貸し出し文庫を設置、運営しております。

議員、御指摘の移動図書館車導入につきましては、昨年3月に策定されました第三次防府市総合計画後期基本計画の実行計画の中にも、市内すべての公民館、小・中学校等を主なステーションとするブックモビルの運行に向けた具体的な検討を開始すると示しておりますとおり、現在、他市の運用状況など研究を進めているところであります。

防府市教育委員会といたしましては、同じく後期基本計画の中に盛り込まれている学校図書館などとのネットワークシステム導入と、移動図書館車導入の2つの事業の関連性を検討しながら費用対効果、読書推進効果、全域サービス効果などについて検証をしてみたいと存じます。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） 移動図書館車の必要性は十分わかりいただいているということで、大きく期待をしたいと思います。他市の運用状況等を研究しながらという御答弁もいただきました。同僚議員が新図書館オープン1年前に導入についての考えを質問されたことに対して、御答弁として新図書館移転に伴う新たなサービスの展開として、ブックモビルの図書館ネットワークシステム構築の一環として位置づけております。将来は、市内公民館、福祉センターや小・中学校をステーションとして、すべての方々の読書活動の推進に努めるとともに、全域的なサービスが展開できるような具体的方策を検討したい、そのようにおっしゃってくださっております。

改めて申し上げますと、新図書館移転に伴う新たなサービスの展開、そういうふうにお答えでいらっしゃるわけです。既に新しい心臓部が市内の中心に誕生しております。次にすべきは、その新しい心臓部の活発な動きを、新しい力を、新しい血液に乗せて手足の先まで流さなくてはいけない、そのためにも答弁でおっしゃっているように、全域的なサービスを提供することではないか、そういうふうに思っている次第でございます。

今、御答弁のお言葉の中にもありましたけれども、図書館ネットワークシステムをもう少しわかりやすく説明をしていただけますでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 学校図書館などとのネットワークシステムでございますけれども、これはコンピュータを使いまして各学校にそれぞれ図書の、本館にあります防府図書館の図書の検索、あるいは貸し出し、そういったようなものが、各学校で見られるというシステムでございます。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） 中心部である本館、また学校、ＢＭとの連携を視野にしてシステムを構築していかれるということでございます。学校図書館の蔵書冊数にも限りがあります。入れかえ作業や管理に相当の労力がかかると聞いております。市内全域の学校図書館をすぐに充実させるといっても、なかなかできることではございません。移動図書館車が学校を回ることによって、潤滑油的な役割を果たしていくことができるのではないかと、そういうふうに思っております。

子どもたちは新しいわくわくするような本が届けられたら、手にとり開きます。押しつけられているから開かないのではないかというふうに思います。これは息子を見ていますとわかります。山口県教育委員会は、山口県子ども読書活動推進計画の中で、移動図書館によるサービスは図書館から遠距離にある地域に居住する子どもの読書活動の推進に大変有効であり、図書館の重要な活動の一つであることから、移動図書館車の整備を推進するとしております。子どもたちの読書活動の推進に大変有効ということで、学校図書館との連携をしっかりといただき、壇上でも申し上げましたように、読書の子どもたちに対する必要性はマックスの状態だと思いますので、よろしくお願いをいたします。

それから、次の質問ですけれども、これからはあらゆる行政サービスも受けられる人と、受けにくい人との格差をなくしていくことが必要ではないかというふうに思います。移動図書館車による地域への流れをぜひともつくっていただきたいことを要望いたしますが、地域ということで先ほど御答弁の中にもありましたが、現在、各公民館に図書が置かれておりますけれども、その状況をもう少し詳しく教えていただけますでしょうか。公民館で

本を借りたいという声は余り聞かないようにも、私自身としては思っているんですけども、その点よろしく願いをいたします。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 市内１５カ所の公民館にあります図書館、地域文庫と言っておりますけれども、現在、各公民館に２００冊を置いております。この本は、一般図書が１２０冊と児童図書が８０冊でございます。この本を年４回、ですから３カ月に一遍すべて入れかえるという形で、図書館職員が当番制という形で各公民館に配布をいたしております。本を借りられたい方は、その公民館で利用申込書を出されまして、それぞれ防府図書館と同じように、お一人１０冊２週間という期限で貸し出しをいたしております。

○議長（行重 延昭君） １８番。

○１８番（高砂 朋子君） ネットワークということも強調されておるようですので、移動図書館車と１５ある地域文庫のあり方も視野に入れて考えていく必要があるのではないかと考えております。どうかよろしく願いをいたします。

もう一点、高齢者対策という観点からお聞きしたいと思います。

ますます広がる超高齢社会にあって、生き生きと充実した生活を送っていただくためにも、介護予防の観点からも図書の活用は大変重要だというふうに言われている方もいらっしゃると思います。例えば、大道にも大きな高齢者の方の病院や施設がございます。難しい本が好きな方は難しい本を、音読が脳の活性化に効果があるということです。童話など易しい本を音読用に借りるとか、絵や写真集で楽しむこともできます。余りお出かけのできない高齢者の方々にも喜んでいただきたいな、そういうふうにいるわけです。

先日お会いした高齢者の方が言っておられました。何もすることがないから孫が持ってきたゲームをやっていると、それで一日がつぶれる、そういうふうにおっしゃってありました。それも楽しいのかもわかりませんが、読書の楽しみも高齢者の方たちにも教えてあげられることができないものかな、そういうふうにした次第でございます。

高齢者対策というという観点からも、この移動図書館車があって周辺部を回るといことができればというふうにいるわけですけども、この点についてはいかがでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 先ほどお答えいたしましたけれども、それぞれ移動図書館車、各地域で、他市の場合ですとかなり二十何カ所というような形でステーションをつくられて、利用されておられます。防府市の場合には、先ほどもお答えいたしましたけれども、学校図書館などと、あるいは地域文庫と同時に貸出文庫という形でもあります、市内、先

ほど100カ所と言いましたが、小・中学校あるいは幼稚園、そして福祉センター、そういったような場所にお申し出があれば本をお配りいたしておるところでございます。

こういったようないろいろな現在のサービスを利用されながら本の活用について、それぞれ市民の方に御利用願いたいというふうに思っております。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。

いろいろな角度からこの移動図書館車ブックモービルの導入というのは、市民の皆様の大切な財産を公平に皆様に提供できる、本当に大きな、また施策ではないかというふうに思っておりますので、ぜひともよろしく願いをしたいと思います。

最後に、市長さんにお尋ねをいたします。この新図書館出発とともに、図書の充実また読書の重要性、そういったことが多くの市民の皆様に発信できる絶好の機会ではないかというふうに思っております。その一つにまたこのブックモービルの導入も必要かと私は思っているわけですが、市長さんのお考えもお聞かせいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（行重 延昭君） 市長。

○市長（松浦 正人君） 先ほど、教育次長からも答弁をいたしたところでございますが、ネットワークシステムの導入というものを考えて久しいものがあるようでございますので、それとブックモービルとの整合性、どちらの方が経済性においてすぐれておるかとか、あるいはお客様に喜んでいただき、読書の推進効果がどちらの方が上がるものかというようなことなどを両面から検討をして、優先順位をつけて取り組んでまいらねばならないのではないかと、このように考えております。

○議長（行重 延昭君） 18番。

○18番（高砂 朋子君） ありがとうございます。ぜひとも前向きな御検討をお願いしておきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 以上で、18番議員の質問を終わります。

○議長（行重 延昭君） 次は9番、松村議員。

〔9番 松村 学君 登壇〕

○9番（松村 学君） こんにちは。明政会の松村でございます。

きのうは今津議員が観光の質問で、すごいすばらしい御答弁がありまして、私の答えもほぼ返ったように思いますが、少し掘り下げてきょうはお聞きしたいと思います。昨日同

様の扱いをどうぞ執行部の皆様にはよろしくお願いいたします。

それでは通告に従いまして観光行政についてお尋ねいたします。

21世紀を迎え、観光は我が国の経済、人の雇用、地域の活性化に大きな影響を及ぼすものであり、旅行業、宿泊業、輸送業、飲食業、土産品業等、極めてすそ野も広く、21世紀のリーディング産業であると考えられています。また、その経済効果は極めて大きく、平成16年において二次的な経済波及効果を含む生産効果は、国内総生産額949兆円、5.8%の55兆円、雇用効果は総雇用6,512万人の7.3%の475万人と推計されています。しかしながら、平成17年に日本を訪れた海外旅行者は673万人であり、海外を訪れた日本人旅行者1,740万人と比べて2分の1と少なく、海外旅行者、訪問者数は世界で30位、アジア圏で7位と低い水準にあります。

そうした中、平成15年1月、我が国の観光立国としての基本的なあり方を検討するため、観光立国懇談会を開催することを決め、日本を訪れる外国人旅行者を2010年に倍増させることを目標として掲げました。また、平成15年5月には、懇談会の報告を受け、観光立国関係閣僚会議を開催し、観光立国行動計画を取りまとめられました。この計画で特に私の目を引いたのは、観光立国の推進は単に物見見物の奨めではなく、工業立国や貿易立国への一辺倒からの脱却であり、国民に価値観の転換を求めていることでもあります。

本市も莫大な投資をして、工業化に向けた整備を行い、工業都市として今日まで歩んできましたが、カネボウなどの撤退、企業誘致も難航し、本市の工業都市としてのあり方も見直さなければならない一方、本市においては歴史遺産や文化財等、観光資源が豊富にあるにもかかわらず埋没して活かし切れていないという現状を、多くの市民の方から日々聞くにつれ、工業都市からの転換の目線も持つべきではと感じるからであります。

もう一つは、一地域一観光の推進であります。各地域が十分活用されていない観光資源を発見、活用し、互いに競い合い、各地域が主体的に取り組むことができるよう、国はハード、ソフト両面からの施策を打ち出しています。我が国では市町村合併が進み、各地域で独自の取り組みがなされ、ますます都市間競争は激しく、各地域がしのぎを削る時代に来ています。行政視察で多くの都市に行き、景観整備や観光資源の掘り起こしなどに多額の予算を投じて観光整備を行っている現場を見るたびに、他都市よりも観光の潜在能力が高い我がふるさと防府はおくれをとっていないかと不安に感じるところであります。

さて、平成18年12月13日の参議院本会議において、観光立国推進基本法が成立し、政府は観光立国の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立国推進基本計画を定めているところであり、昨年12月14日の防府商工会議所の臨時総会では、観光立市づくりの要望事項が承認されました。観光、地域資源を活かした観光立市の推進

こそ、地域活性化のかぎを握っている、ハード、ソフトの整備を行政各課が連携して、新たな特別推進体制づくりを要望しています。国の方針転換、本市においても観光における特色あるまちづくりが、今後、大きく求められてきています。

そこで、本市の観光の今後の取り組み方として大きく2点ほど質問いたします。

まず初めに、防府市観光実行計画の策定について、以下の点について質問と提案をいたします。本市における観光の基本的な計画は、第三次防府市総合計画後期計画、またその実行計画にその方向性、数値目標、事業概要が示されているが、10年程度は年次的にどのように観光整備を行っていくか明記し、どのような地域ではどのような観光資源を活用した整備事業を進めていくか、何に一番力を入れていくのか、ある程度色分けのできた実践的なものにすべきではないか。

2点目、防府市には観光の核になるものが、まだ明確に示されていない。本市においては、他都市と比べても観光資源が数多く、それが広い地域に点在している。また、防府市歴史美遊感計画にも記述されているように、5つの軸に分け、整備対象地域としています。今必要なのは、防府市の観光の顔になるものだと思います。市民の人に聞けば、防府市の観光の目玉はここだと言えるものをつくることこそ、防府市の観光イメージを定着し、市外、県外に観光のアピールができるものと考えます。そこで、防府市の観光の最重点整備地区を設けて、重点投資を行い、他市にはない観光空間の形成に着手すべきではないか。

3点目、本市にはまだ数多くの観光資源が埋もれ、保存が必要なもの、PR不足なもの、さまざまありますが、その掘り起こしについてどのように考えられているのか。具体的に観光的に価値あるものからピックアップし、活用すべきでは。

4点目、観光ロードは観光名所の交通アクセスの円滑化だけではなく、歴史観ある整備、季節の花や緑を道沿いに整備することで観光客の目を和ませ、観光ムードを高めていくものとして、各市町村で文化、地域色が出るさまざまな取り組みがなされています。本市においても、新年度予算に身近なまちづくり支援街路事業として、天満宮周辺から国分寺、毛利邸の歴史的観光ルートの景観と、道路整備のための計画策定に関する観光ロードの整備の予算が上程されているが、本市歴史資料館も平成20年3月に開館し、美遊感計画でも歴史を活かした道路整備をしていくという方針だが、今後の観光ロードの整備計画のビジョンはどのように考えているのか。

5点目、これから当然、民の力なくして観光の底上げは成り立ちません。観光都市として成功されているところは、必ずと言っていいほど観光振興に力を注いだ人たちの影があります。防府の観光を盛り上げていくために、人材育成についてどう考えられているのか。

6点目、食も観光の一つで、地元ならではの郷土料理は観光客の一番の楽しみかもしれ

ません。また、食を通じて観光客の滞在時間が増し、当然、地元企業の経済効果にもかなりの波及があります。現在、防府市では八モ料理を売り出そうと頑張っておられますが、どのような状況なのか。今後の展開として新たな名産品、郷土料理の開発は考えられているのか。地元の郷土料理の紹介、お土産、名産品を紹介したパンフレットをつくってPRしてはどうか。

大きく次に2点目として、防府市の文化歴史遺産は、萩、山口と密接にかかわる萩往還や大内毛利の歴史文化、明治維新と、他市とも観光の面で非常に関係が深いわけですが、広域的な観光戦略として取り組みはなされていないのか。

以上大きく2点、壇上からの質問といたします。

○議長（行重 延昭君） 9番、松村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 防府市観光実行計画についての御質問にお答えいたします。

1点目の実践的な年次計画の策定についてでございますが、観光の振興を考える上では、観光資源そのものの整備や、道路、駐車場といった基盤整備、歴史的・文化的遺産を活かす施設の整備、観光客にとって魅力ある商店街の形成、また、それらを利用した観光ルートの設定等、さまざまな施策を組み合わせたまちづくりが必要であると認識しております。

そのためには、庁内横断的な取り組みの必要性を感じ、昨年、観光振興庁内検討協議会を立ち上げ、協議を重ねてまいりました。また、「行きたいまち、住みたいまち」をイメージした歴史を活かした観光のまちづくりを進めるため、「歴史を活かしたまちづくり計画検討委員会」や、関係諸団体との横断的な協議や調整の場として、平成19年度に設置予定の観光振興懇話会において広くお知恵や御意見をいただきながら、より実践的な計画の策定についても検討していきたいと考えております。

2点目の観光重点整備地区の設定についてでございますが、第三次防府市総合計画後期基本計画に基づき、観光地にふさわしい施設の整備や回遊性と滞在時間の増加に向けた主要観光ルートの整備を進めるに当たり、防府市歴史美遊感計画にある5つの軸を中心とした整備対象地域を重点ルートとして推進していきたいと考えております。当面は、市内観光施設の中でも集客力の高い防府天満宮、周防国分寺、毛利氏庭園がある「山陽道歴史重奏軸」を重点整備エリアとして位置づけていきたいと思っております。

今後の取り組みといたしましては、「歴史を活かしたまちづくり計画」による散策ルートの整備等と連携し、拠点となる施設、「まちの駅」の設置等を予定しており、この拠点をつくることにより、市内外から来られる人の利便性が増し、回遊時間及び滞在時間の確保や、ひいては観光客の増加が図られ、市内への波及効果を期待しております。

3点目の歴史を活かした面的整備についてでございますが、歴史を活かしたまちづくり事業は、防府市歴史美遊感計画に基づき、平成13年度に国土交通省により歴史的環境整備地区として、「宮市・国衙地区」が地区採択されております。

また同時に、「身近なまちづくり支援街路事業」として、都市計画道路新橋牟礼線の周防国分寺前から毛利氏庭園までの間の事業に着手しておりますが、この事業は平成19年度完成の予定でございます。

このことにより、平成18年度から萩往還・旧山陽道である、宮市本陣兄部家付近から毛利氏庭園に至る市道新橋阿弥陀寺線について、歴史的景観に配慮した歴史散策ルートの整備を地元住民の意向を聞きながら、事業化に向けた事業計画の策定に取り組んでおりまして、平成19年度に事業採択の要望を行うこととしております。

4点目の防府市の観光を盛り上げていくための人材育成についてでございますが、今後の観光振興を推進していくためには、観光ホスピタリティの向上は大切なことであり、研修の場を充実し観光産業の人材育成や観光ガイドのさらなる資質の向上を図るとともに、市民の観光客を迎える意識の高揚に努めてまいりたいと存じます。

また、観光振興に関連したさまざまな分野、地域において活躍されている方が多くいらっしゃいます。このような人々を少しでもバックアップできるよう、市民の御理解を得ながら基盤整備も行い、住みたいまち防府のまちづくりを進めてまいります。

5点目の食の観光についてでございますが、観光における食の占める割合は高く、観光客の滞在時間の増加及びリピーター客の確保には欠かせないものと認識しております。こうした中で、防府での水揚げが多いハモを防府の特色ある食として発信していく機運が、民間より盛り上がっておりまして、昨年、防府名物ハモ料理としての取り組みがなされております。市といたしましても、季節を感じる食材として積極的に情報発信しておりまして、先般も県の主催により大阪で開催された情報発信会において、約200社のエージェントや観光関係者等に対しプレゼンテーションを行い、誘客宣伝に努めてまいったところでございます。

また、観光協会や商工会議所と協同して誘客のための宣伝活動を企画しており、観光物産協会ではハモを使った土産品の開発も進めておられるようでございます。さらには、平成20年7月から9月にかけて山口県を対象に実施されます、JRグループのデスティネーションキャンペーンにおいても、時期的に旬でありますハモ料理など防府の魅力を全国に発信していくこととしております。

土産品、名産品を紹介したパンフレットによるPRについてでございますが、現在、観光協会において、宿、食事どころ、土産品などが掲載された防府観光便利帳が作成されて

おり、また、観光物産協会では今月中にホームページを開設し、防府の特産品情報の発信を予定されておると聞いております。

最後に、広域的観光の戦略についてでございます。広域的なものとしたしましては、雪舟に関連した雪舟回廊連絡協議会、東大寺建立にかかわった市町村で構成されております東大寺サミット等があり、関係市町村と連携を図っております。また、国土交通省が主催しボランティアの手による萩往還散策マップ防府の巻が今年度完成する予定であります。このマップは萩往還を楽しく学び、思いを寄せながら歩く際のさまざまな情報を得られるものであり、萩城下から三田尻御茶屋に至るまでが網羅されることとなります。今後、マップの活用等も含め、広域的な取り組みについても検討してまいりたいと思います。

さらには、山口県観光連盟及びおいでませ山口観光キャンペーン推進協議会などによる各種情報発信会等を活用しながら、また他市との相互連携も図ってまいりたいと存じます。

以上、御答弁申し上げます。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○9 番（松村 学君） 御答弁ありがとうございました。

確かに今後、そういう年次的な実践的な計画に取り組まれるというような感じの答弁だったと思うんですけども、確かに今、まだそういう形では具体的に今これを進めていかなければならないというのが、やっぱりこの懇話会などを通してやっていかないといけないと思っています。

他市の基本計画を見てみますと、やはり具体的な事業というのはもとより史跡の改修とか町並みづくりのための修景、カラー舗装とか電線の地中化、植栽、モニュメントなどの景観整備というのが大体いつまでに完了予定になってくるかとか、どのような観光施設を整備していくかとか、情報発信はどのようにやっていくかとか、ソフト、ハードについて詳細に、これは山口市さんからいただいたんですけども、これは市民の皆さんに配られている概要版なんです。これ、本当は100ページ以上あるんですよ。これが一つずつ細かく、どの地域にはどのようなものを整備していくとか書いてあるんです。

ちょっと2番目の質問にも絡みますけれども、御存じと思いますが山口の場合は大内文化観光地区、それと湯田温泉観光地区、こう2つに分けて重点整備しています。実際、やっぱりにぎわいというのは非常に多いと思うんですよ。そういう、また網かけをすることによってやっぱりいろいろな事業というのは進んでいきますし、市民の皆さんからの観光に対する意識というのがやっぱり高まると思います。先ほどホスピタリティということも言われましたけれども、そういう観光のにぎわいできてこそ市民の意識もやはり高まると思いますので、どうかひとつこれに対しては、観光振興懇話会、また、先ほど言われ

ましたけれども、庁内の観光の検討協議会、こちらでよく話をして、今後、計画を立てていただきますようお願いいたします。

それで、ちょっと確認なんですが、この観光振興懇話会、一応、今年度開催されますけれども、大体どれぐらいの人数の方々が、またメンバーで入ってどういう方々がおられるのか、それと議論というのはもう本当に自由闊達な議論を求められているのか、それとも何か議題か何かあるのか。それと、もう一点は、観光立市に向けた庁内の機構改革というのは今後考えられていないのか、この2つをお聞きいたします。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） お答えいたします。

19年度予定しております観光振興懇話会の設置でございますけれども、今、お願いしております予算上では10名程度の委員さんということにしておりますが、まだその人数につきましてもまだ精査しておりません。19年度入りまして人選等もありますので、人数が必ずしも10人になるとは限りません。ただ、どういうことを懇話会で御協議願うかということなんですけれども、これは昨日の御質問にも市長が答えておりますように、これからの観光振興をいかにして進めていくか、そのまた具体策とはどういうことが考えられるのか、等々含めての御審議をいただくようになろうかと思います。

そういったことで、さっき議員さんおっしゃいました、まだ詳細に、懇話会そのものがまだどういうふうにするんだ、どういうふうに持っていくんだというのが今概念でございますけれども、今メンバーそのものも含めてまだ確定しておりませんで、ちょっとまだ細かいことまで申し上げられませぬので、すみませんけれども。（「機構改革の件は」と呼ぶ者あり）

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 機構改革についてお答えをいたします。

19年度より観光課の中に観光企画室というものを設けまして、これを専門に観光振興の業務に当たっていくという予定にいたしております。御無礼しました。観光課という今現在の名前も19年度より観光振興課というふうに名前を変えまして、いわゆる観光そのものの振興を図っていくという観点で、そういった名前にいたしたいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 9番。

○9番（松村 学君） 名前はいい名前なんですけれども、観光となるとやはり全庁にまたがりますから、横断的になってきますよね。権限としても当然そういう観光に関する例えば企画とか、都市計画とかそういうものの集約をそこで全部できるような、そういう

組織になるというふうに理解してよろしいでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 御質問は今その観光企画室の構成という（「室ですか、それは。新しく設けるんですね、課の名前をかえるんじゃないですよ」と呼ぶ者あり）観光振興課の中に観光企画室というのを設けます。メンバーについてはできるだけ多くのメンバーといえますか、技術的な面も含めて事務屋も含めてというふうには、今、考えております。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○9 番（松村 学君） ちょっと時間もあれなんで、ぜひとも、非常に活用できる組織にしていきたいと思います。

2 点目に関しまして、重点地区の網かけ、これもぜひその懇話会の方でできましたら議題にしていきたいと思うんですけれども、やはりそういうものを設定することによって、民間の飲食店とか土産屋さんとかの誘導がやっぱり図れると思いますから。やっぱり官が主導していくというのは、していかないとできないところもありますけれども、やはり民の方の誘導もしっかり働いていただいて、そこを盛り上げてもらおうと。やっぱり底上げというのは、市民の皆さんが最後、底上げをしていくと、こういうことになってくると思いますから、ぜひこの辺のところの議論を庁内の方でもぜひしていきたい、これは要望でございます。

3 番目に入りますけれども、掘り起こしについてですけれども、一応今、県とか国の方で指定して保存等、やられていますけれども、今、市が一応観光資源として歴史的な評価をして、保存しようとしている数が大体どれくらいあるのか、アバウトでいいんですけれども、教えてください。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 県、市で保存しようとしている文化財という（「以外です、国と県以外です」と呼ぶ者あり）その点については、把握はいたしておりません。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○9 番（松村 学君） 恐らく無数にあると思うんですよ。10とか20とかじゃなくて、それはもう100を超えているかもしれませんし、そういうものを、また確かに素晴らしいものだと思います、すべてが。だけど、やはり保存していくにも財源に限りがありますから、今すぐに活用できるものと、将来活用できるものというのをきちっと分けていかなければいけないのではないかなと。それを即やっぱり今からこの防府は観光でスタートしようと今しておるわけですから、そういうこともしながら、またポイントポイントの観

光の資源として活用していくと、こういうことが必要なんじゃないかなと思います。

そこで、私もちょっと考えたんですけども、そういうものを判定していくような専門家とかで構成するような判別委員会みたいなのを立ち上げて、やったらどうかなと思うんですけども、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） これに関しては、似たようなといいますか、今、看板のこともあるいは説明板のこともいろいろ庁内で検討もいたしております。その折に、市の指定文化財であれば当然県も国もですが、その説明板等を文化財保護課で担当しているいろいろなやっております。それ以外のものについてどうするのかということで、観光課なりあるいは文化財保護課なりでそれぞれ調整をしてはどうかということで、今、いろいろ検討もいたしております。

お答えと少しずれておるかもしれませんが、一応、そういったような形で専門委員会を設けてということまではまだ考えておりませんが、そういった視点で、指定以外のもので観光になりそうなものも、今後それぞれ判定なりしていけるのかなというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○9 番（松村 学君） わかりました。じゃ、お願いいたします。

4 点目、観光ロードについてですけども、きのうもちょっと御説明がございましたが、新橋阿弥陀寺線の整備についての予算、今回上がっておりますけれども、その下に新橋牟礼線が今工事されています。これが 20 年度に開通いたしますと当然、観光バスというのはここを通っていくと思うんですよ。この阿弥陀寺線の整備と、今後この新橋牟礼線というのはどのような扱いになってくるのかなと。指定すれば 2 つとも観光ロードみたいな感じになってくるのか、その辺のちょっとお考えをお聞きしたいんですが。

○議長（行重 延昭君） 土木都市建設部長。

○土木都市建設部長（金子 正幸君） 新橋牟礼線と新橋阿弥陀寺線の仕分けなんですけど、新橋牟礼線につきましては、今、幅員 16 メーターの延長 440 メーター、19 年度で完成いたします。それは交通配分というか観光バス等の交通配分を考える中で、その新橋牟礼線についてはそういう観光の交通を確保しようということを考えております。

それと、私どもの方が新橋阿弥陀寺線につきましては、基本的な考え方につきましては、今の現道、旧山陽道でありますので、余りさわずにその辺の道路整備等と景観整備をしていきたいということを考えております。

その新橋阿弥陀寺線につきましては、まず現況のどういう状況にあるのか、先ほど言わ

れたようなことを整理しまして、どういう検討課題があるのかということも考えた上での最後の地区の整備方針を今から決めていこうということでございます。

大きな柱としましては、歴史的、文化的遺産を活かしたまちづくりという形のもの、歴史をめぐり快適に歩ける道づくりと、地区を活性化させる道づくりと、それと最後に地区生活環境を向上させる道づくりというテーマで整理すれば、相当細かいところまで整理しないといけないと思いますが、そういう基本方針で整備したいというふうに考えております。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○9 番（松村 学君） わかりました。

やはり、新橋牟礼線の方が今度開通しますと、やっぱりバスが通る、ぜひともこの辺の景観もきちっと整備をしていただいて、あの辺がやはり恐らく、先ほど市長さんもおっしゃっていましたが、あの山陽道軸というのは一番観光のメッカになるんじゃないかと私も思っておりますので、ぜひその辺のところの整備をよろしくお願いいたします。

それと、まちの駅についてですけれども、一応、業界の方とかの話によれば、まちの駅、道の駅みたいな幹線道路沿いにないとバスの出入りが非常に難しいということでございます。位置についてですね、もう一度どのようにそういうところも考えていけば、位置についてどのように考えられているのか。また、費用対効果等も考えれば、極力民間の方の誘導を図った方が私はいいいと思うんですけれども、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（行重 延昭君） 産業振興部長。

○産業振興部長（桑原 正文君） 今のまちの駅の設置場所の件ですけれども、昨日、市長がお答えしておりました候補地、仮定の候補地になろうかと思いますが、3カ所ほど申し上げたと思います。それと今、金子部長の方からも答弁いたしましたように、旧山陽道に当たりますところのルート、ハード事業を投入しながらこ入れをしていきますんで、今、議員御指摘のように車の便利のいいところという1つの考え方もありましよう、それがまず1つと。一番重点の観光箇所になるところにまた設置するというのも、一つのまた考え方だろうと思います。

そういったところも含めまして、今後の、先ほど言いました懇話会等の方々からも御意見を伺うというような形に推移していくようになりまして、まだまだ場所をきっちり確定した段階ではありませんので、これからの大きな研究・検討課題の1つになろうかと思います。

○議長（行重 延昭君） 9 番。

○ 9 番（松村 学君） わかりました。観光振興懇話会の方でまたしっかり議論して、その点についてもぜひ話の議題として投げかけをしていただきたいと思います。

続きまして人材育成についてですが、きのうも今津議員から観光カリスマの話がございました。私も実は昨日、観光の特別委員会で 3 市ほど訪問させていただきまして、やはり行政マンの方が一生懸命頑張っているそのまちの観光誘導をされておったというような例を私見てきました。どこから来られた方らしいんですけれども、初めやはり市民の方の意識も低く、なかなか認めてもらえなかったということでしたけれども、一生懸命頑張って 10 年ぐらいかけてお城の町並みをつくるということで、そのとき見させていただいたのもお城の外壁をつくった公園がありまして、外壁をつくっておったんですけれども、大方 1 億円くらいかかったとか言っていましたし、小学校の壁とかもお城のつくりをしておるんです。非常に見ばえもよくて景観としてはすごい素晴らしいなと思ったんですけれども、やっぱりこのような積極的な姿勢というのはいると思いますし、そういう人材も私はやっぱり必要である、配置しなければいけないなと、育てなければいけないなと思うわけです。

私、御提案なんですけれども、今度、観光企画室、そういったものもつくられるということも今お聞きしましたけれども、プロデューサー的な役割の人がいるんじゃないかと思っています。そこで、そういう専門家を嘱託職員とかで採用してみたらどうかと思うんですけれども、御検討していただきたいと思います。ちょっとその点で 1 つお聞きしたいと思います。

○ 議長（行重 延昭君） 市長。

○ 市長（松浦 正人君） 今、内部機構改革をして庁内の正規職員の中で、極めて優秀だと思う者をそこに配置するように計画を立てております。したがって、そうした状況を見ながら、今おっしゃるような形の人材がさらに求められる、また必要である、あるいは格好な方が発掘できたとかというような状況になれば、またケース・バイ・ケース、そのような方の御加勢もいただくことも検討の中に入れていかななくてはならないことではないかと、こんなふうに思っています。

○ 議長（行重 延昭君） 9 番。

○ 9 番（松村 学君） できましたらそれは確かに防府市の職員さんが、やっぱり観光に対する熱い思いを抱く職員さんがそういうところに充てられて、また勉強されてやっていただけたら、私もそれが一番いいと思いますので、また、そういうことも視野に入れながらやっていただきたいと思います。

食の観光についてです。一応、これ私なりの提案なんです。これ提案にさせていただきます。こういうやっぱり郷土料理、名産品の開発というのは今どこの都市もやっております。

ます。やっぱりこういうものに対して、研究・開発にリスクがかかるんですよね。そういうふうな補助制度みたいなものをしていただきたいし、それと品評会、市で今、八モ料理を本当に進めようとして頑張っておられます。これ、実は県の方にも聞いたらすごい評価がいいみたいです。防府で八モというようなことが県外とかにも広まっていきますように私も期待しておりますので、そういう仕掛けとして、そういう研究・開発に対する助成制度、微々たるものになるかもしれませんが、やっぱりそういう意識を高めるための助成制度、また品評会とか、執行部の方々、市長さんが出ていって、また檄を飛ばされるのも非常にそれも宣伝になるし、やる気も上がるのかもしれませんが、そういったものをぜひ要望しておきたいと思います。

最後になりますが、八モ料理のPRについてですけれども、非常に特産品については写真入りですばらしくいいものができております。これも本当に見ただけで恐らく、これ買って帰ろうかなと思うと思います。これはいいと思います。これはいいんですけれども、今、八モの料理屋の加盟店がありまして、こういうふうにチラシができております。これだったら、文字だけなんです。これは別の写真なんですけれども、これ見ると八モのセットがこのように写真にきれいに写されています。中華料理とかも八モを使って何かいろいろつくられているみたいです、八モのシューマイとかですね。そういうものがこういう写真で載っていたら、それは食べたくなるんじゃないかなと思います。私も、これ見て、きょうちょっと食べに行こうかなと、正直、思いまして、正直、一杯やらさせてもらいます。

やっぱりこういう食をそそるようなパンフレットをぜひつくっていただきたい、このように要望いたしまして、最後、広域的観光の戦略につきましては、いろいろ、るる御説明がありまして、取り組んでいらっしゃるということなので、今後、検討課題としてぜひこのような目線も持って、防府市の観光を底上げしていただきたいとお願いいたしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（行重 延昭君） ちょうどおいしい話になりましたので、ここで9番、松村議員の質問を終わります。

昼食のため1時15分まで休憩といたします。

午後 0時14分 休憩

午後 1時15分 開議

○副議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

議長が所用のため、副議長の私がかかわって議事の進行をさせていただきます。

午前中に引き続き、一般質問を続行いたします。

次は7番、木村議員。

〔7番 木村 一彦君 登壇〕

○7番（木村 一彦君） 日本共産党の木村一彦でございます。通告に従って質問いたしますので、よろしくお願いいたします。

最初に、地域医療体制の充実について、特に産科不足への対策について質問をいたします。

昨年8月に、奈良県で初産の妊産婦が最初に入院した町立病院で意識不明に陥り、同病院で対応不能となったため、転送システムのセンターである奈良県立医科大学附属病院に通報、19の病院から受け入れを断られ、ようやく6時間後に20番目の大阪府の国立病院で帝王切開のもとに男児を出産しましたが、32歳の母親は我が子をついに抱くこともなく他界した、このニュースは全国に大きな衝撃を与えました。この事態の背景に、医師、看護師不足があることが改めて浮き彫りになり、大きな問題となっております。

全国的な医師不足の中で特に産科医の不足は深刻です。医師の減少の根本原因は国の施策にあります。政府は1982年、行革路線のもと医師数の抑制を閣議決定し、それまでの医学部定員の増加方針を転換して医師数の抑制に躍起になってまいりました。その理由が、医師が増えると医療費が膨張するという、まことに非科学的な理屈であります。

こうした抑制策の結果、日本の現場の医師数は人口10万人当たり200人で、OECD加盟国30カ国の中で27位という低さであります。日本より下位にあるのはメキシコ、韓国、トルコ、この3カ国のみであります。人口10万人当たりの医師数はOECD平均の310人を大きく下回り、トップのギリシャやイタリアに比べると半分以下という状態であります。国際的水準から考えると、日本の医師は12万人足りない、こういう計算になるわけであります。

2月24日付の毎日新聞は、医療クライシス、すなわち医療危機、忍び寄る崩壊の足音という特集を組み、低医療費政策を続けてきた日本、国際的に見ると医療費、医師数ともに少なさが際立つとしております。医師不足の中でも特に産科医の不足が突出しているのは、この診療科目が常に生命の危険に直面していること、24時間の臨戦態勢を余儀なくされること、その割には診療報酬が低いこと。また、これまで産科医療の大きな部分を担ってきた女性の医師が経済的に自立して、みずからも妊娠、出産、子育てをしながら人間らしく働く上で余りにも障害が多いということ等々の理由があります。このため、産科を希望する医学生が年々減り、また現役の産科医が次々にやめていく傾向が顕著になっているわけであります。

我が防府市においても、１０年前は７院あった産科開業医が現在は２院に減っております。ベッド数もそれぞれ１４床と８床、合計２２床、しかもこれは婦人科を含むベッド数であります。かつてに比べると極めて少なくなっているわけであります。

一方、ハイリスクの周産期医療を主として行う総合周産期母子医療センター、これが１年前に県立総合医療センター、すなわち旧県立中央病院でありますけれども、ここに開設されましたが、個々のベッド数は母体胎児集中治療室、ＭＦＩＣＵというそうですが、これが６床、その後方病床が１２床となっております。ここでも開業医の急激な減少に伴って、一般の分娩室が増え、昨年は一昨年の１．５倍に急増しております。

市内の出生数は年平均約１，０００件、月平均８０から９０件となっておりますが、先に述べたようなベッド数では現状でほぼ満杯、診察も長時間待たされる状態が恒常化しております。高齢化等により、近々のうちにさらに医師数、ベッド数が減ることが予想されますけれども、そうなれば、早晚市内の産科医療はパンクすることになります。地元で子どもが産めない、こういうことにならないように早急に対策を立てることが必要ではないでしょうか。

医療と医師対策については、県が大きな権限と責任を持っているわけですが、事態打開のためにはまず最前線の現場である市が、深刻な実情を踏まえて声を上げるべきだと思います。

そこでお尋ねいたします。

市としては、市内の産科医療の現状をどのように把握、認識しておられるのでしょうか。産科ベッドを廃止した病院、閉院した医院、閉院した助産院などの実態を市独自に調査し、産科過疎の原因究明と、その解決への具体的な処方せんを市としても持つべきだと思いますが、どうでしょうか。

また、産科医師確保のために、県と協力して市内で産科医療に従事する医師に対する有利な奨学金制度の創設や、女性医師確保対策、在宅医師再就業支援、助産師の活用と連携など、県の施策待ちにならずに積極的にイニシアチブを発揮していくべきだと思いますが、どうでしょうか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、国民健康保険について質問いたします。

政府や財界首脳は、景気は本格的な回復軌道に乗っていると、本格回復に向けて緩やかな回復が続いているなどと言っておりますけれども、これは私たち庶民の実感とはほど遠いと言わなければなりません。毎年所得が減少していく中で、社会保障や福祉の相次ぐ切り捨てが行われ、改悪が行われております。また、次々と打ち出される庶民大增税、こういう中でまさに圧倒的多数の国民、市民は、かつてない生活苦にあえいでいると言って

も過言ではありません。

こうした中で、国民健康保険料の負担が勤労市民の背中にずっしりと重くのしかかっております。国保財政の悪化の中で、国保料は値上げが続いており、加入世帯にとっては毎年のごとく負担が増えております。新年度も賦課限度額を53万円から56万円に引き上げる予算案が上程されております。中間層以上の所得階層にとっては、一層耐えがたい負担となるわけであります。

このまま際限なく保険料が上がっていったら一体どうなるのか。国民皆保険制度の基幹をなす国民健康保険制度そのものが崩壊するのではないかという危惧さえ覚えるわけであります。

厚生労働省が先月22日に発表した国民健康保険に関する全国調査では、昨年6月1日の時点で保険料を払えない滞納世帯が全国で480万5,500世帯に上ることが明らかになりました。これは、国保に加入している全世帯の実に19%に当たるわけであります。そして前の年より約10万4,000世帯増えております。また、1年以上滞納して保険証を取り上げられ、資格証明書を発行された世帯は35万1,200世帯に上り、いずれも過去最悪を更新する結果となっております。

国民健康保険は無職の世帯主が5割を突破、所得なしの世帯が4分の1以上を占めるなど、高齢者や低所得者が多い特質を持っており、国民皆保険制度を支える制度としてその維持には、国の支援が不可欠であります。ところが、政府は国の責任を放棄し、1984年に国庫負担率を45%から38.5%に引き下げ、以降も国庫負担を削減し続けております。これが市町村の国保財政を悪化させ、保険料の高騰を招いているわけであります。

ともあれ、だれでもどこでも保険証1枚で安心して医療が受けられるというのが国民皆保険制度の趣旨であります。これが今や空洞化しつつあるというのが現実です。我が市の状況も例外ではないと思います。

そこでお尋ねいたします。最近の国保料の収納率はどのようになっているのでしょうか。また、毎年の短期被保険者証、資格証明書の発行件数はどのようになっているのでしょうか。短期被保険者証、資格証明書の発行について言えば、1997年に国民健康保険法が改悪されて資格証明書の交付が市町村に義務づけられたわけでありますけれども、その際、災害や病気、けがなど特別の事情があると認められる場合を除くとなっております。つまり、このような事情が生じた場合、資格証明書は発行してはならないわけであります。この趣旨からして、悪質な滞納者を除いて生活困窮者、失業や病気などで所得が減少した世帯、母子世帯や乳幼児を抱える世帯からの保険証取り上げをやめるべきだと考えますが、資格

証明書等の発行に当たっての当局の基本的な考え方をあわせて述べていただきたいと思います。

また、以上と関連しますが、防府市国民健康保険条例では、市長が必要と認めた場合、保険料を減免する申請減免の制度が設けられております。最近の各年度における申請減免の実績とその具体例を示していただきたいと思います。保険料を払いたくても払えない人が増えている現状の中で、この申請減免制度をもっと柔軟に運用して、国保の制度としての健全化を図る必要があると思いますが、当局のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後に、全国一斉学力テストについて質問いたします。

文部科学省は、来る４月２４日にすべての小学校６年生と中学校３年生を対象に、全国一斉学力テストを実施しようとしております。文科省は、実施の背景として学校教育の現状や課題について十分に把握する必要性がある、また、国際学力調査の結果に見る学力や学習意欲の低下傾向がある。さらには義務教育の質を保証する仕組みの構築の要請等々挙げておりまして、調査の目的としては全国的な義務教育の機会均等と水準向上のため、児童・生徒の学力、学習状況を把握分析することにより、教育の結果を検証し改善を図る。また、各教育委員会、学校等が、全国的な状況との関係においてみずからの教育の結果を把握し、改善を図る等々を挙げております。

実は、こうした動きの背景には、２００４年１２月、経済協力開発機構ＯＥＣＤ、このＯＥＣＤが行った生徒の学習到達度調査、ＰＩＳＡ調査というそうですが、この結果、日本の順位が大きく下がり、学力低下が叫ばれ始めたことがあります。そのため、学力で再び世界のトップを目指す、こう呼号して安倍内閣の教育再生会議の第一次報告などでは、これまでのゆとり教育を見直して、基礎学力徹底のために授業時間を増やすなどの方策が打ち出された等々が背景としてあるわけであります。

日本の教育政策はこの間、ゆとりと基礎学力徹底の２つの極の間を揺れ動いております。教育の危機が叫ばれて久しいわけでありますけれども、今こそ改めて学力とは何か、学ぶとはどういうことか、何のために学ぶのかという根本について、国民全体が真剣な議論を通じてしっかりとした認識を持つべきときだと思います。

そこでお尋ねいたします。市教育委員会としては、全国一斉学力テスト実施に当たっての、文科省の見解をどのように思っておられるでしょうか。この調査は、全国の学校と子どもに成績順の序列をつけるというものでありますけれども、競争と淘汰という市場原理は教育にはなじみません。学力低下の改善のために各教育委員会、学校等が全国的な状況との関係においてみずからの位置、すなわちみずからのランク、これを知ることが必要だ

ということになっておりますが、私はそういうことは必要とも思いませんし、有益とも思いませんがどうでしょうか。

また、調査は主として知識に関する問題、すなわち国語と算数、数学の教科、これを調査しますが、それだけでなく、児童・生徒に対する調査として学習意欲や学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査及び学校に対する調査として、指導方法に関する取り組みや人的、物的な教育条件の整備の状況、児童・生徒の体力、運動能力の全体的な状況等に関する調査も行われます。

そして、子どもたちに対しては、塾通いやけいこ事に関する設問も含まれておりまして、全体で１００項目近い質問になるわけであります。もちろん子どもの氏名など個人情報も記入させることになっております。これは膨大な個人情報を文科省が一手に握ることになり、児童・生徒や各学校、教育委員会に対する国の統制強化につながるおそれがあると思いますが、どうでしょうか。

また、テストの回収、採点、集計、発送業務は進研ゼミで知られているところのベネッセコーポレーションやＮＴＴデータ、教育測定研究所、旺文社などの民間受験産業が請け負うことになっております。これらは、個人情報漏えいの危険があると同時に、特定の営利企業が国民の税金をもって自分たちに有利なデータを独占的にとることになりかねないと思いますが、どうでしょうか。

以上のことから、全国一斉の調査はむしろ有害な面が多く、市としては参加すべきではないと考えますが、市教委の考えをお聞かせください。また、万一実施するにしても、学校別の成績を公表することは学校間の格差を拡大し、学校選別を激化させ、子どもたちにむやみな競争をあおるだけで、決して全体のレベルアップ、底上げにはならないと思います。この点についての見解もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

以上で壇上からの質問を終わります。

○副議長（河杉 憲二君） ７番、木村議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） まず、地域医療体制の充実についての御質問にお答えいたします。産科不足に対する対応についてでございますが、市内には山口県立総合医療センターを除き、６つの産婦人科医院がありますが、医師の高齢等でお産を扱わない医院が増え、現在、２つの産婦人科医院でしかお産ができない状況となっております。このような状況から、山口県立総合医療センターでのお産が大幅に増加していることも承知しております。

全国的に産科医が減少している中であって、先般２月１４日に開催されました山口県市長会議では、地域医療の充実のため産科医等の医師確保と適正な配置について、国や県に

対して要望してまいることを決定したところでございます。

また、県においては新年度に医療保険課内に専従組織を設置するとともに、医学生に対する就学資金の貸し付けや女性医師の離職防止対策など、医師確保のための取り組みを強化されるとお聞きしております。市といたしましては、議会にも御協力をいただき、今後も国、県に対して不足が深刻化している産科医等の医師確保と適正配置について強く要望してまいりたいと存じます。

次に、国民健康保険についての御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険の資格証明書、短期被保険者証の発行についてでございますが、御承知のように国民健康保険事業は相互扶助の精神に基づき運営され、その根幹をなすものは被保険者の皆様が所得や人数に応じて納められる保険料でございます。したがって、保険料の納付につきましては、負担の公平性及び国保財政安定の観点から納期限を過ぎても納付されない被保険者に対して、督促や催告を行い、納付をお願いしているところでございます。

その後についても、納付相談等のお知らせを送付するなど、事情により保険料の納付が困難な方の相談を受けられるよう努めているところでございます。しかしながら、一定期間を超えても納付されず、あるいは連絡もいただけない被保険者に対してましては、直接接触する機会を確保し、納付改善への機会を増やすために法に基づき短期被保険者証、資格証明書を発行するものでございます。

発行実績につきましては、本年２月現在で短期被保険者証が６４３件、資格証明書が３１３件でございます。また、国保料の収納率につきましては平成１１年度の９３．３８％から徐々に下がり始め、平成１７年度で９１．１７％まで下がっている状況でございます。

次に、国民健康保険の申請減免制度の改善についてお答えいたします。国民健康保険料の被保険者からの申請による減免につきましては、災害等により被保険者の所有に係る住居等が損失を受けた場合や、被保険者の失業、疾病等によりその世帯の所得が前年より減少する見込みなど、防府市国民健康保険条例施行規則の減免基準に基づき対応しているところでございます。減免制度の運用につきましては、被保険者からの減免申請があれば、今後とも規則に基づき適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、申請減免の最近の実績につきましては、災害等による１号該当が１７年度２件、１８年度１件、失業、疾病等による２号該当が１７年度、１８年度ともゼロ件、特別の事情による３号該当が１７年度４３件、１８年度２９件でございます。具体例につきましては、３号該当のうち所得は皆無ではないが生活困窮によるものと、事情により世帯主が義

務教育家庭の子どもになったことによるものがそれぞれ1件、それ以外はすべて在監によるものでございます。

いずれにいたしましても、公平、公正な国民健康保険の運営を行っていくため、悪質な滞納には法に基づき厳正に対応していくこととしておりますが、一方で生活困窮者、失業や疾病などで所得が減少した世帯など、納付したくても納付できない被保険者の方々につきましては、納付相談や減免制度の適用など、適切に対応してまいり所存でございます。

残りの御質問につきましては、教育長より答弁いたします。

○副議長（河杉 憲二君） 7番。

○7番（木村 一彦君） それでは、産科不足の問題についてまず再質問をさせていただきます。

まず、健康福祉部長にお伺いしたいんですが、現在の状況、今、市長から大体の説明はありましたが、このまま行きますと、今、開院しておられる開業医さんもやがては産科の診療をやめられるおそれもあります。そうなった場合に、防府市の産科医療の状況はどうなるだろうか、ある程度の見通しなり予測を持っておられれば述べていただきたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 見通しはどうかということでございますが、現状では私どもとして予測がつかねるのが現状でございます。

○副議長（河杉 憲二君） 7番。

○7番（木村 一彦君） いろいろ最近、お子さんをお産みになった女性の人たちに聞きますと、大変な混雑で1回の診療が大変時間がかかるということでありまして。それでもまだ今では市内で何とか、市内の病院で診療ができるけれども、これが一つでも少なくなった場合には、もうよそに行かなければ間に合わないという事態も起こるんじゃないかということが、多くの方から言われています。

全国的には、隣町なりこういうところへ行く途中で車の中で出産してしまったというふうな例もたくさんあるようであります。そういうことになったら、本当に大変で、それこそ少子化を防ぐ、子どもを増やすというようなことを言ってしましても、こういう状況では安心して子どもをまず産めない、その後、産んでも育てなければいけないわけですが、まず産むところでそういう心配があるということで、これは何としても早く解決していかなければいけない。

県の方としても先ほど市長が言われましたように、就学資金の貸し付け枠をつくるとか、女性の医師の確保対策を進めるというふうなことを新年度予算でも掲げておられますが、

市としても県のそういう施策におんぶにだっこというんじゃないくて、私は独自に防府市に来られる産科医の方が、防府市に進んで来られるような独自の施策というのも考えるべきだと思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか。

○副議長（河杉 憲二君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（山下 陽平君） 市としての独自施策ということでございますけれども、そもそも現在の産科不足というのは、これはいわゆる通常の診療行為そのものが結果として刑事訴追の対象になるという、その医療のまず根本的な部分での問題によるものでございます。したがって、議員さんがおっしゃいますように市としての独自施策というのもありますけれども、やっぱりこれは急がば回れで、まず国に対してきちっと我々が訴えていくのが結果的には一番方法としてはいいんじゃないかというふうに私は考えております。

以上です。

○副議長（河杉 憲二君） 7 番。

○7 番（木村 一彦君） 確かにそのとおりです。根本的には壇上でも申しましたように国の施策が一番根本にありますので、これは本当に切実に訴えて行く必要がありますし、まず県に対しても防府市もこういう現状なんだと、一刻も猶予ならないということを機会あるごとに訴えていく必要があります。それと同時に、先ほど訴訟、産科医が忌避されるというか、産科医になりたがらない理由の一つに訴訟が最近増えてきているということがあるんです。これについては、やはり国、県と協力してそういう訴訟を起こされた場合の対策資金のプールといいますか、そういう制度もやっぱり国、県とあわせてつくっていく必要があると思いますので、その辺も積極的にこちらから提案していただきたい。

とにかく、全県的に足りないわけですが、例えば萩市なんかでは医師会がそれぞれ助け合ってチームを組んで産科の診療を補い合っているということも聞いております。そういう点では防府市の医師会ともよく相談もされて、そしてとにかく防府市が一番産科は働きやすいよというようになるように、独自の、もちろん国に対して、県に対してプッシュしていくことが前提ですが、それに加えてそういう何か防府市で働きやすい環境というふうにつくっていただきたいということを要望して、この質問は終わりたいと思います。

それでは、続いて国民健康保険についての質問に移りたいと思います。

生活環境部長にお尋ねしますが、先ほど市長から最近の国保の収納率が言われましたが、これは多分、現年度分の収納率だと思うんです。しかし実際には、実態をつかむ上では現年度分と滞納繰越分、合わせた収納率が現状を正確に把握する上で必要だと思うんですが、

そういう現年度分と滞納繰越分の最近の収納率、これどうなっているか、わかれば教えていただきたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 収納率の御質問でございます。今、私が手元に持っておりますのは１７年度分まででございますが、よろしゅうございましょうか。１７年度におきましては、現年度分が９１．１７％、先ほど申したとおりでございます。それと、滞納分の収納率が９．４２％、合わせまして７５．３３％、このようになっております。１７年度の数値でございます。

以上です。

○副議長（河杉 憲二君） ７番。

○７番（木村 一彦君） 確かにそのとおりで、私が持っております資料でも、現年度分と滞納繰越分を合わせた収納率はこれまたどんどん下がっております。最近５年間ぐらいをとってみましても、平成１３年が７７．２３％、平成１４年が７６．２１％、平成１５年が７５．２９％、平成１６年が７４．２５％、平成１７年はちょっと上がりますが先ほど部長が言われたように７５．３３％、滞納分と現年度分合わせると７０％台なんです、収納率は。逆に言えば、滞納者が二十五、六％おるということなんです。４人に１人はもう滞納なんです。こういう状況にあるということがまず大変な状況であるということがまず一つあります。

それから、それと関係して資格証明書、短期被保険者証の発行ですけれども、これは私が持っている資料によりますと、これも年々増えております。平成１２年度には資格証の発行はゼロだったんですが、１３年が１５３、１４年が３１４、１５年が３８７、１６年が５０７、１７年が５２７、１８年が６８１、これはもちろん発行した数ですから、それから相談なんか受けて改善された数はこれより減ります。しかしとにかくそれだけの数が年々発行されている。発行されているというのは、逆に言えばそれだけ国民健康保険証を取り上げますよという通知が行っているということなんです。

ですから、これは国保の滞納と全く軌を一にしてというか、連動してこの資格証明書の発行が増えている。ですから、国が言うように資格証明書を発行して納付状況を改善するということになってないんですよ。全然なってないんです。滞納がどんどん増えるに従って資格証明書の発行が増えているということは、要するに払えない人がそれだけ増えているということです。幾ら督促したり、警告しても払えない人が増えているということなんです。だから、これはこういう状況をいつまで続けておっても、決して収納率の向上にはならないというふうに思うんですが、部長、どうお考えですか。

○副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 資格証、短期証の発行状況と収納率の向上との関連という御質問でございます。確かに今、議員御指摘のとおり、資格証が年々増えておるのは事実でございます。先ほど冒頭、市長がお答えを申し上げましたように、私どもといたしましても何でもかんでも無理やりという事務処理は決していたしてはおりません。

まず、この国保料の算定基礎となるものが当該被保険者の前年度の所得を前提といたしております。したがって、その所得がある限りにおいては一定の算定基準に基づいて国保料というのは算定されると、その算定したものを10期に分けて納めていただくように納付書をお送りするわけでございます。お送りはいたしておりますけれども、いろいろな事情が確かにあるとは思いますが、納期限に納付がされない場合、督促をしたり催告をしたり、あるいは納付相談等々の御案内も申し上げたりして、その、いろいろな事情のあるその事情がどんなものなのかということで、私どもも納付相談という形でできるだけ被保険者の御事情というものも聞きながら、納付についての勧め、あるいはどうにもならない場合にはむしろ私どもの方も、場合によってはでございますけれども減免申請等の対象にもなってくるわけでございます。

いずれにいたしましても、その辺のところの事情を私どもが確認しない限りにおいてはどうしようもないということで、それでもどうしても納付がされない、連絡がされない場合におきましては、今の保険証を半年期間の短期証に切りかえざるを得ないというのが実情でございます。またそれがさらに1年をたっても何の連絡もなしに、あるいは納付に来られましても私どもがいろいろお話を聞く中で、いわゆる保険料が決して払えない状況ではないんではないかという方であっても、納めていただけない方につきましては、これはしょうことなしに資格証というふうに切りかえておるわけでございます。

私どもも先ほど、冒頭申しましたように、確かに増えておりますけれども、できるだけ多くの方に納付相談に来ていただきながら適切な対応をしていきたいと思っておりますし、今までもやっておりますので、その辺のところは御理解をいただきたいと、このように考えます。

以上です。

○副議長（河杉 憲二君） 7番。

○7番（木村 一彦君） この国民健康保険制度が国民皆保険の制度であるということは、逆に言えば日本国民であればいざという、病気になった場合には心配なく医者にかかれますよと、こういう制度でつくっているわけですよ。ところが、この資格証明書の発行、言葉をかえれば保険証の取り上げというのは、それができなくなるということなんです。全

額、お医者に行った場合には、資格証明書を受けた人、国保証がない人は１０万円かかれば１０万円、窓口で払わなければいけないんです。

だから、これはもう行けないですよ、そんなにかかることがわかっていたら。よっぽどあつかましい人でも、１回目はいいかもしれませんよ、治療を受けた後、実はお金がないんですと、今、国保証もないんです、だから待ってくださいと言えるかも知れませんが、２回、３回となったらもうそれはちょっと、普通の人間だったら行けません。ですから、お医者に行かないという事態が出てくるわけです。全国ではもう既に数十人の人がこのことで、これが原因で亡くなっていますよ。そういう事態になっている。

だから、国民を最低限、日本国民である限り最低限病気になった場合は面倒見ますよという制度が、逆に国民をそういうことに追いやる制度になっていると言っても私は過言じゃないと思うんです。本当に事態は深刻だと思うんです。

そういう意味では、市長が先ほど壇上でも言われましたが、まず特別の事情がある人たちには、資格証明書の発行、国保証の取り上げをしないということを本気で考えていかなければいけないんじゃないかと。それを取り上げしなくても納付率には変わらないわけですから、逆に言えば、これだけどんどん滞納が増えている中で、そういう人たちに保険証を渡したって納付率がそれでまた下がるということはないわけです、実際問題として。

全国では、こういう特別の事情にある人は資格証明書を発行しない、国保証を取り上げないというところが増えております。さいたま市とか、それから山形県の幾つかの市、山形市、子どものいる世帯には出さないよう配慮している。新庄市、病人、子どものいる世帯には発行していない、資格証明書ですね。村山市、子どものいる世帯には発行していない。西川町、病人、子どものいる世帯には発行していない、白鷹町、病人、子どものいる世帯への発行は配慮している、真室川町、お年寄り、子どものいる世帯には出さない。既にこういうふうに全国の自治体も、これ、やれないと。このままどんどん資格証明書を発行して督促しても、滞納率はどんどん増えて納付率が下がっていくわけですから。それではもう対応できないということで、こういう人たちから取り上げないということにしているわけです。ぜひ、その点は防府市においても真剣に検討してもらいたいというふうに思います。

それから、申請減免も、これは申請減免の規定はありますけれども、その中に最後に市長が防府市の国民健康保険条例では災害等により生活が著しく困難となった者とか、所得がなくなったために生活が困難となったものとかいうのが挙げられております、申請減免の対象者として。それらのほかに、前各号のほかに特に市長が必要と認めるもの、これも申請減免の対象となるというふうに条例で決めています。ですから、この辺はぜひ柔軟

に対応してもらいたいと思うんです。ちなみに、県内の例えば下関市、宇部市あたりの申請減免の最近の件数、つかんでおられたら部長、教えていただきたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） 私どもの方の最近における他市の状況等を調べております。１７年度分、対応の件数等、今、私ども持っております。申し上げます。まず、下関市でございますが、下関市は全部で合計９４件の減免を適用しておられます。内訳を申しますと、病気が３件、収入減が８６件、特別事情が５件の９４件ということでございます。それと、宇部市につきましては合計５７件、適用がございます。内訳を申しますと、災害が２件、病気が４件、収入減が５件、特別事情が４６件という内訳になっております。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） ７番。

○７番（木村 一彦君） そういうことで、県内の他市も特別の事情ということで内容をよく聞いた上でのことだろうと思いますが、申請減免を認めているわけです。そういう意味では、ぜひ本市もこういう特別の事情がある人、悪意でない人、悪質な滞納者でない人、こういう人で、もうやむを得ないという人にはぜひ申請減免を認めてあげて、減免してあげるということをやってもらいたいと思います。

要は、一番根本は壇上でも言いましたし、先ほども言いましたが、国がやはり補助率を下げている、本当は国の責任なんですから、これは、社会保障制度として。だから、これを引き上げて、もっと、地方にしわ寄せしないように、国が責任を果たして補助率を上げてほしい、上げてもらう、これがやっぱり根本です。しかしそれをやりながら、やはり今、真に必要なのは、防府市民であれば市ができる限りのことをして、お金がないために病気で命を落とすとか、あるいは病気がひどくなったというようなことが、防府市民である限りはないようにしてあげる、そういう福祉の心といいますか、それをやっぱり示していくことが必要であるし、その心を今の申請減免制度とか資格証明書の発行を控えるとかいうことで発揮していただきたいということを強くお願いして、この質問は終わりたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 次は全国一斉学力テストについて。教育長。

〔教育長 岡田 利雄君 登壇〕

○教育長（岡田 利雄君） 御質問の全国一斉学力テスト、これは正しくは平成１９年度全国学力・学習状況調査でございますが、このことについてお答えします。

まず、文部科学省の調査目的に対する見解についてのお尋ねでございますが、本市教育委員会といたしましては、児童・生徒の学力、学習状況を把握し、結果を分析して指導方

法の工夫・改善を行い、児童・生徒一人ひとりに確かな学力を身につけさせていくことが重要と考え、４月２４日の実施を予定しております。

次に、本調査が児童・生徒や各学校、教育委員会に対する国の統制強化につながるおそれがあるのではないかという御質問にお答えします。

本調査の内容は、御指摘のとおり国語科、算数科及び数学科の教科に関する調査と、生活習慣や学習環境等に関する質問紙調査となっております。平成１７年度に山口県教育委員会が実施しました山口県小・中学校生活調査及び学力調査によりますと、学力が家庭での生活習慣と関連しているという報告がなされております。このことから、児童・生徒の学力向上のためには、さまざまな角度から分析することが有効であると考えられます。したがって、本調査を実施することが国の統制強化につながるおそれがあるとは考えておりません。

最後に、結果の公表についてお答えします。

平成１８年４月、本調査の専門家検討会議による報告、「全国的な学力調査の具体的な実施方法等について」には、本調査の留意事項として、「測定できるのは学力の特定の一部であること」、また、「序列化や過度の競争をあおらないような工夫や取り組みが必要であること」の２点が示されておりました。

本市教育委員会としましては、結果の学校別の公表は実施しないと決めておりましたが、今回の文部科学省の実施要領においても、「個々の学校名を明らかにした公表は行わないこと」と示されております。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） ７番。

○７番（木村 一彦君） 学校ごとの成績は公表しないということなんで、一応その点では私としては一安心であります。しかし、この全国一斉学力テストの目的が、先ほど壇上でも申しましたように、ＯＥＣＤが調査したＯＥＣＤ各国の子どもの学力調査において、日本が非常に順位が低かった、大変な学力の低下が見られるということが根本、動機になっていることは間違いありません。そこで、改めて全国の子どもたちの学力を調べようということになったんだろと思いますが、しかし、そしてまたこれが全国の子どもたち全員の順位を内部では、文科省の方ではつけるということにもなっているようでありますけれども。

問題は、学力を上げるためにこういうランクづけをやって競争させる、これが果たして学力向上になるのかどうかということなんです。例えば、防府市内だけで考えても、この学校よりはここの学校の方が成績が上だったとか、例えば防府より山口の方が成績がよ

かったとかいうようなことを競い合うことがどんな意味があるのか。それは一部、大変、一部のエリートの人たちは自分が県内でどのぐらいになるんだろうかというのを知りたいかもしれません。しかし、大部分の子どもたちはそうじゃなくて、今の学校の中で勉強がおもしろくない、勉強がわからない、そういうことを何とかしてほしいというのが大部分の子どもたちであり親たちの願いだと思うんです。そういう点では、学力の底上げというのは、そういう競争とか淘汰で図られるわけでは決してないということが言われると思います。

ちなみにこのOECDの調査で、トップになったフィンランド、最近、非常に話題になっています。OECDで一番成績がよかったんです、フィンランド。旧ソ連とスウェーデンの間にある国です。ここがトップだった。そこがどんな教育やっているのかというと、一言で言うと、非常に自主的で助け合いで学校が運営されているということであります。もちろん、できる子、できない子のクラス分けとか振り分けとか、そういうのを一切していないそうです。

ここでは、義務教育は日本の小学校と中学を一緒にした9年制の総合学校というところでやられているそうですが、ここはもうコース分けは一切していない、全部の生徒が同じ課程で学んでいる、同じプロセスで学んでいる。そして、確かに勉強につまずく子もいるそうですよ、わからないところで。そういう子がいた場合には、集団で、学年が上の子も入って集団で、1つの集団をつくって教え合う、こういうことも学校の中でしょっちゅうやっているそうです。ですから本当に競い合いとは全く逆の教育がここではやられているということです。

そして、このフィンランドに視察に行かれた全日本教職員組合というところの役員をしておられる山口先生という方が報告されているんですけども、この総合学校という義務教育の学校に行ったら、その校長先生が、女性の校長先生だったそうですが、とにかく学校の自主性、自立性を尊重している。学校とは協力するところなんだと。個人を大切に、個性を大事に育てていきたい。いつも話し合うことを大事にしているということで、競い合いはさせていない。むしろ有害だというふうに言っておられるようです。

そして、そういう教育ができる前提には、これは驚くべきことですが、フィンランドの教育予算は国家予算の15%、GDP対比で6%、これ、どのぐらいの数字かというと、日本はGDP対比で4.7%です、3分の2ぐらい。OECDの中では、日本の教育予算は最低だそうです。これをフィンランド並みに引き上げると、日本では高校まで30人学級が実現できる、大学までただにできる、それほどの予算だそうです。もちろん、フィンランドでは義務教育はもちろんですが、大学でもただだそうです。

そういう雰囲気の中でフィンランドの教育が、学力OECDと、世界一ということになっているようであります。ですから、本当に学力を上げようと思えば、そういうところから考えていかないと、全国一斉にテストをやって競い合わせるとか、そういうことでは、ごくごく一部の成績のいい生徒も中には生まれるかもしれませんが、全体の底上げには決してならないということは言えると思うんです。

そういう点で、教育長もフィンランドのことは多少知っておられるんじゃないかと思うんで、御感想がありましたらちょっと述べていただきたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 教育長。

○教育長（岡田 利雄君） フィンランド教育は、今日非常に日本の教育関係者に關心を引くことになってきたわけですが、それぞれの国情も違いますし、また、教育の方向性も違いますから、必ずしも日本の方が悪くてフィンランドがいいとも言えませんが、また、フィンランドが悪くて日本の方がいいとも言えませんが、それぞれが国の歴史なり、あるいは置かれている立場によっていろいろな解釈ができると思いますか。フィンランド教育の中で我々が参考にしないではいけないものは多々ございますので、それは今我々としても研究させていただいております。

先ほど、御指摘いただきましたが、調査の目的がランクづけとかあるいは順位づけというふうに議員さんは御指摘されましたけれども、このたびの実施要領を見ますと、調査の目的というのはそういうふうな文言は表には出てきていないんですが、義務教育の機会均等、それから水準の維持、向上ということで、全国的に各地にむらがないように、そして全体のレベルを上げていくために、まず今の学習指導要領のもとでの教育を受けている子どもたちがどういうふうな状況にあるのかを把握した上で、その実態をつかみ、そしてそれを分析した上で問題があればどう対応していくか、組織面に問題があるのか、あるいは教員の資質の問題があるのか、指導方法に問題があるのか、あるいはカリキュラムに問題があるのか等々を見定めながら子どもの学力を上げていくということに資したいというのが、この調査のねらいだと思っています。

したがって、防府市教育委員会としましては、この調査に参画するにおきましては、学校間の1位、2位というような順番をつけるとか、あるいは学校の中で順位をつけるということは毛頭考えておりませんで、それぞれの学校の実態がどうであるのかを謙虚に見定めていきながら、問題があればそれをどういうふうに克服していくかという方策を考えていくということに使ってもらいたいし、また、個々の子どもたちの実態が低い状態にもしあるのであれば、その原因を分析しながらそれに対する対応を考えていくというふうなことで、この調査に参画したいというふうに考えております。

もう一回戻りますけれども、学校の間の差をつけるとか、あるいはよそと競争するとか、あるいは個々人の順番をつけるとか、そういう考えは毛頭ございませんので、よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

○副議長（河杉 憲二君） 7 番。

○7 番（木村 一彦君） それじゃ最後にします。今、教育長が言われた点をぜひ守っていただきたいと思います。しかしながら日本の学校教育がやっぱり競争と選別といいですか、そういうことでずっとやられてきたというのは、もうこれは揺るぎのない事実だろうと思うんです。先般の一般質問でも、私、いじめ問題取り上げましたが、学校の中でそういうような競争、選別、差別、そういうものが横行していることが子どもたちの大きなストレスになって、これがいじめに転化されるということにもなっているようであります。

要は、教育は子どもたちをどんな社会の中で、どんな大人になっていくようにしたいのか、つまり私たち大人がどういう社会を望んでいるのか、競争で相手をけ落とし、勝ち組、負け組とか、そういうことでけ落としていく社会を望んでいるのか、それともみんなが協力してみんながよくなっていく社会を目指しているのか、その反映がやっぱり教育だと思うので、ぜひそういう助け合っていく、社会の一員とこれからなるような子どもたちに育っていくようにしていきたいということを訴えて、私の質問を終わりたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 以上で、7 番議員の質問を終わります。

○副議長（河杉 憲二君） 次は 28 番、田中議員。

〔28 番 田中 健次君 登壇〕

○28 番（田中 健次君） それでは、通告に従って質問をいたします。最初の質問は廃棄物処理施設の整備についてであります。

去る 2 月 16 日の教育民生委員会所管事務調査で新たな廃棄物処理施設について、施設整備工程や中間処理施設などの計画が示されました。可燃ごみについては高効率原燃料回収施設（メタン発酵）と熱回収装置（焼却炉）を一体的に整備すること。1 日の可燃ごみ 180 トンを粉碎し、磁気による選別等の機械選別でメタン発酵原料なるごみを取り出し、メタン発酵の対象となる塵芥類、紙類、草木類等がおおむね 70 トン、メタン発酵の対象にならない金属類、プラスチック類等がおおむね 110 トンになること。メタン発酵でつくられたメタンガスを発電に利用し、メタン発酵の対象にならないごみとメタン発酵残渣はこれまでどおり焼却炉で処理することなどが述べられました。

メタン発酵という手法は、これからのごみ処理の方法として大いに期待されるものですが、以下に述べるような懸念があり、慎重な対応が必要ではないかと思います。以下 2 点

について具体的に質問をいたします。

第１に、検討しているメタン発酵処理は、実績が少なく技術的に懸念があるのではないかと思います。

メタン発酵はこれまで食品リサイクル法との関連で、食品残渣、家畜等の糞尿を原料として実施されてきました。環境省や自治体のホームページ上にメタン発酵施設の実例が示されていますが、規模的に小さなものが多く、その中で１日当たり処理量が３０トン以上の規模の施設としては、京都府八木町、合併した現在は南丹市の４６トン／日、廃棄物原料は糞尿、おから、排乳。新潟県上越市の４４トン／日、廃棄物原料は生ごみ８トン、し尿汚泥３６トン。千葉市の３０トン／日、廃棄物原料は食品廃棄物等。北海道滝川市の５５トン／日、廃棄物原料は食品廃棄物等。大分県日田市の８０トン／日、廃棄物原料は豚糞尿５０トン、生ごみ２５トン、汚泥５トン。これらはすべて食品廃棄物や糞尿、汚泥を主要な発酵原料とするもので、生ごみはせいぜい二、三割程度混入されている状態です。

以上を見ると、生ごみを主要な発酵原料としている規模の大きな施設は、現在までないように思われます。防府市の計画は７０トン／日ですから、日田市に次ぐ規模にもなります。

このような状況の中で、メタン発酵処理に取り組まれるのは技術的に懸念があります。この点について、市のお考えをお伺いいたします。

第２に、ごみの分別収集を推し進める廃棄物処理施設システムとすべきではないかということであります。検討している処理施設では、可燃ごみをメタン発酵の原料となる塵芥類、紙類、草木類等と、メタン発酵の対象にならない金属類、プラスチック類に粉碎、磁気により機械選別いたします。これまでは、「まぜればごみ、分ければ資源」と言われていたように、分別を進めることでリユース（再使用）、リサイクル（再生利用）を進め、それがまたリデュース（発生抑制）にもつながっていたと思います。機械選別の設備を設置するのではなく、可燃ごみをメタン発酵の対象となる塵芥類、紙類、草木類と、メタン発酵の対象にならないごみに分けて収集することを検討すべきではないかと思います。

機械選別の装置を安易に導入することは、分別を徹底していくという方向に逆行していくようにも思われますし、これまで本議会で取り上げてこられたゼロエミッションの考え方も相入れないと思います。大分県日田市ではメタン発酵施設の稼働に伴い、可燃ごみとは別に生ごみを収集し、メタン発酵施設に投入していると聞きます。防府市でもこのような分別収集の方法を検討し、機械選別を採用すべきではないと思いますが、いかがお考えでしょうか。

２番目の質問は、学校給食についてであります。教育民生委員会の所管事務調査で、中

学校給食のアンケート調査結果や給食の残菜状況等の報告がありました。以前より保護者の方から、中学校給食に対する不満を聞きますし、所管事務の報告を聞き、幾つかの課題があるように感じますので、質問をいたしたいと思います。以下、４点について質問をいたします。

第１に、中学校給食の評価がいま一つであるということはどう考えているのかということです。昨年１１月に全中学校を対象にしたアンケートでは、「給食は全体的においしいですか」との問いに対して、「おいしい」は１２．１％、「まあまあ」は５３．５％、「おいしくない」は３４．２％との結果が出ています。「まあまあ」はアンケート回答の選択肢として中間的な立場と考えれば、「おいしい」と答えた約１２％のおよそ３倍に当たる約３４％の生徒が「おいしくない」と回答しています。

また、残菜の量も９月からことし１月までの平均で１人当たり５７グラムあり、この点も給食の一つの評価が出ているように思われます。

給食開始初期には、数量の間違い等のトラブルもあったと聞きますが、最近ではそれも改善されてきたと聞き、関係者の御努力に敬意を表するものですが、中学校給食に対する生徒、保護者の評価がいま一つであるようにも思えます。こうした現状について、どうお考えなのか、御見解をお伺いいたします。

第２に、もう少し手間をかけた調理にこだわるべきではないかということです。おいしくないと感じることの要因は、手間をかけた調理になっていないからではないかという気がしてなりません。昨年９月からこの２月までの献立表をいただき、見てみましたが、ほとんどの給食で冷凍品、加工品を加熱調理する献立品目が入っております。

私は２００５年（平成１７年）の９月議会一般質問で、中学校給食について尋ねましたが、その中で手づくりの給食ということを提言しています。一般質問に先立って行政視察した兵庫県宍粟市では、４，０００食規模の給食センターで、手づくりにこだわり、冷凍食品に頼らず、献立はすべて素材から手づくりで、手間のかかるハンバーグ、コロッケ、ホイル蒸し、ミンチカツ等の日でもおかずは３品目を守る等の取り組みを紹介し、ここでは手づくりとするため移動式の調理器具として食品成型器とパン粉つけ器を配置しており、このような調理器具を防府の給食センターにも導入すべきではないかと求めましたが、残念ながら実現しておりません。

３，５００食という大量の調理をする現在のセンター方式では、このような調理器具を導入しないと、どうしても冷凍品、加工品に頼ることになってしまいます。中学校給食の評価がいま一つの原因である一つは、この辺にあるのではないかと思います。もう少し手間をかけた調理にこだわるべきではないのかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

第3に、食育推進基本計画策定についてお伺いいたします。食育基本法が2005年（平成17年）7月に施行されましたが、子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身につけていくためには、何よりも食が重要であり、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人を育てる食育を推進していくことが求められていると言われております。学校給食の今日的な意義の一つは、この食育にあると思います。国は2006年（平成18年）3月に食育推進基本計画を策定しました。防府市でもこの食育推進基本計画を策定することが必要ではないでしょうか。

昨年6月議会の藤本議員の質問に対して、県がこの3月を目途に食育推進基本計画の策定に取り組んでいる、市としては県や他市の動向を見守りながら判断したいとお考えが示されました。県は、この食育推進計画について1年半ばまで県民のパブリックコメントを求めており、多分3月末には計画が策定されることとなります。また、全国的に見ると、既にこの食育推進基本計画を策定している自治体も見受けられます。防府市としていかがお考えでしょうか。

第4に、給食の燃料費を市が負担すべきではないのかという点についてお伺いいたします。小学校給食の燃料費の市の負担については、1995年、平成7年12月議会で初めて取り上げ、以後99年（平成11年）9月議会まで4回にわたり取り上げてまいりましたが、実現していません。中学校給食が昨年開始されましたが、小学校、中学校とも現在は給食費すべてが材料費になるのではなく、そのうち10円が燃料費に充てられております。

ところで、2市4町の合併協議では給食費の算出根拠が防府市と他の1市4町とは異なり、防府市は食材費分と光熱水費分を合算していましたが、その他の市町は食材費分のみとなっており、合併後は食材費のみを給食費（保護者負担分）とし、光熱水費は公費負担とし、給食費に含まないものとする調整案を可決し、合併後は公費負担を打ち出した経緯もあります。

近隣の自治体がこのように燃料費の公費負担を実施しているのに、防府市が保護者負担を求め続けるのであれば、行政への不信感を醸成することにもつながりかねないと思います。ぜひ、燃料費の市費負担を前向きに御検討くださるようお願いいたします。

3番目の質問は、監査請求に対する監査の仕方についてであります。最初に、この質問の趣旨は、やはり園問題の是非を論じたいのではなく、監査のあり方についてであることを申し上げておきたいと思います。

昨年12月8日に「やはず園問題をただす会」の3名の方から住民監査請求が提出され、この2月13日に監査結果の報告が市議会議長に提出されました。この報告は、私たち議

員に配付されましたが、これを見ると、監査の仕方について疑問があり、以下２点について質問をいたします。

第１に、個別外部監査を実施すべきではなかったかということです。防府市は前市長時代の「五項目文書」問題の際、１９９７年（平成９年）９月議会に「市政正常化の取り組み」を報告し、９つの取り組み項目の一つとして「監査制度の機能強化」を掲げ、その中で「外部監査制度導入の検討」として、「他市に先駆けて実施の方向で検討する」としておりました。その後、現市長にかわり、私は１９９８年（平成１０年）１２月議会及び２０００年（平成１２年）３月議会の一般質問でこの外部監査制度の導入を求めてきました。２０００年３月議会の答弁で、外部監査の導入を市長が明言され、その半年後の９月議会で山口県でいち早く条例制定されたものであります。

外部監査制度は、監査委員が独立性の行政機関ではあるが、その独立性の保障が不十分なため、そもそも導入された制度です。外部の弁護士、公認会計士等が外部監査人として監査をするものです。監査の独立性、透明性の問題は当時の第２５次地方制度調査会の答申で指摘され、外部監査制度が導入されたわけで、防府市は「五項目文書」問題の苦い経験から、この外部監査をいち早く導入してきました。

今回のように、監査請求がされた場合は積極的に外部監査にゆだねることが透明性を確保する方法ではなかったかと思います。住民が外部監査を求めたにもかかわらず、実施しなかったことは何か不透明なものがあるような印象さえ与えてしまいます。また、「五項目文書」問題、市政正常化の中で外部監査制度を導入してきたこれまでの経緯を無視するような監査のあり方ではないでしょうか。この点についての御見解をお伺いいたします。

第２に、補助金の算定額の適否を判断すべきではなかったかということです。今回の監査請求は、地方自治法第７５条の直接請求による事務監査ではなく、地方自治法第２４２条の住民監査請求による監査であり、違法または不法な公金の支出等について監査を求めるもので、請求者も１億３，２６７万５，０００円の補助金が不当で高額であり、３，５００万円程度の補助金で済ませることができたとの請求の趣旨です。

監査結果では、補助金の額については、「内部協議で補助金の額を算定し」と述べるだけであって、決定した約１．３億円という算定額が適切であったのか、不当であったのか何も述べておりません。事務手続き上問題ないという内容の記述しかありません。請求者が高額過ぎると言っているのに対し、その算定額が多いのか少ないのか、適切であったのかを監査委員が判断すべきではなかったかと思います。この点についての御見解をお伺いいたします。

以上で、壇上での質問を終わります。

○副議長（河杉 憲二君） 28番、田中議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、廃棄物処理施設の整備についての御質問にお答えいたします。

まず、メタン発酵処理についてでございます。メタン発酵そのものは実績のある古い技術でございますが、議員御指摘のとおり有機性廃棄物のメタン発酵処理につきましては、ごみ処理の中で最近になって適用され始めた方法でございます。この処理方法は、環境負荷の軽減や地球温暖化の防止に寄与するなど、環境行政に向けられた時代の要請に沿ったシステムであることから、検討の視点に加えたものでございます。

そこで、計画立案の過程でございますが、メタン発酵におきましては、原料の安定化が重要でありますことから、まずは生ごみだけをさらに分別する収集の可能性から検討に着手いたしました。しかし、この収集方法では御家庭の負担増に加えまして、収集コストの増加は避けがたく、公衆衛生上の問題も発生しかねないなど、検討の結果、多くの課題が明らかになったところでございます。

このため、生ごみだけをさらに分別する収集方法を前提としたシステムの導入については断念することになりましたが、分別収集ができないことで生じる課題を技術力によって克服できるとしたならば、メタン発酵処理が可能ではないのかと考え、改めて調査・研究を行い、諸課題を洗い出した上で約4カ月にわたり技術の精度や安定性に関する事柄を中心とした検討を担当部署において重ねる一方、廃棄物処理施設建設協議会においても慎重な検討を行ったところでございます。

その中で、メタン発酵に関する基幹的な技術力は確保されたものと判断し、さらに新しい技術に対して懸念される部分につきましては、本市が提示する要求水準によって技術力を担保した上でメーカーにその性能を保証させることなど、PFI方式による事業推進のメリットを生かすことによって克服することといたしました。

このような検討経過を通じまして、メタン発酵処理システムを導入することとした次第でございますが、本市を環境行政の先進都市として全国に向けて情報発信ができるよう、今後、新技術における留意点を踏まえ、慎重に事業を推進してまいりたいと考えております。

次に、メタン発酵対象ごみの機械選別についてでございますが、この装置につきましては、メタン発酵処理を行うためにごみを機械的に選別する装置でございまして、京都市における実証事業の成果などをもとに、現在、選別精度の向上などに関する技術開発が進められているところでございます。安定的で効率的なメタン発酵を行うためには、異物の混

入防止は無論のこと、原料の安定的な供給が重要でありますことから、さらに分別収集を含めたりサイクルの取り組みを推進していく必要があるところでございます。

このため、今後、新しい施設の供用開始にあわせまして「飲料用紙製容器」、「その他紙製容器包装」及び「その他プラスチック製容器包装」を分別対象品目に加え、容器包装リサイクル法に係る対象品目の分別収集を完全実施することといたしております。これによりまして、現在、可燃ごみとして排出されております指定ごみ袋の中身につきましては、かなりの部分がメタン発酵に適するものへと変容していくものと考えております。

以上、廃棄物処理施設の整備についての御質問の答弁といたします。残余の御質問につきましては、監査委員、教育次長より答弁いたします。

○副議長（河杉 憲二君） 28番。

○28番（田中 健次君） 今、お答えいただいたところはそれなりにわかると思いますが、その前に、再質問という形でちょっとこれをぜひお聞きをしたいんですけども、現在、検討しているメタン発酵と焼却炉を併用する方法、それとこれまでのような形で焼却炉のみのような形で設備をつくった場合、トータルの建設費あるいは一般財源の負担といたしますか、市の持ち出しといたしますか、それから処理コストというか維持費、それがどんなふうに違うのか、こういったことも当然、先ほどいろいろと施設について比較検討というふうに言われましたけれども、そういったものについて新しい方式を利用すれば、建設費、一般財源の負担、維持費、あるいは処理費がどんなふう考えられておるのか、比較検討されているようなものをお持ちであれば、それをお示し願いたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 生活環境部長。

○生活環境部長（黒宰 満君） ただいまの御質問は財政負担、新しい施設と従来型どおりのものをやった場合の、いわゆる財政負担等の比較検討状況はどうかということでございます。

全量焼却処理の場合、それからメタン発酵と焼却による一体型処理の場合の財政負担でございますが、これにつきましてはプラントメーカー6社からの技術提案によって得られた情報をもとに初期投資額及びランニングコストの比較検討を行っております。

なお、この技術提案につきましては、メタン発酵処理に関する情報収集の一環として昨年10月に実施をいたしましたものでございます。これは京都市におきまして乾式メタン発酵法、いわゆる機械選別による高効率原燃料回収技術に係る実証実験・開発を共同で行った事業者を選定したものでございます。

その中でまず、初期投資額についてでございますけれども、これは各社とも共通いたしまして、メタン発酵と焼却による一体型処理の場合、焼却炉の規模の縮小によりましてメ

タン発酵系統に係る初期投資額の追加分というものが、相殺をされております。その相殺の度合いにつきましては、各社の技術力によって違いが出るところでございますけれども、メタン発酵槽と焼却炉における規模の最適化が図られている場合におきましては、メタン発酵に係る追加分はほぼ相殺ができておると、こういう状況でございます。

次に、初期投資に係る一般財源額についてでございますけれども、国の平成19年度当初予算案におきまして、循環型社会形成推進交付金制度の充実強化が図られております。その中で、メタン発酵による一体型処理による場合の交付率につきましては、焼却炉部分を含めてでございます。2分の1にかさ上げされる見通しとなっております。メタン発酵部分のみを2分の1とし、その他を3分の1とする従来の内容に比べますと、国の支援は格段に手厚くなってきているという状況でございます。

昨年末、このことが実は財務省の原案に盛り込まれたという情報を確認をいたしました上で初期投資に係る一般財源額を算出いたしましたところ、メタン発酵による一体型処理の方が従来型の全量焼却処理よりも相当少ない財政負担で済むという結果が得られたところでございます。

最後に、ランニングコストについてでございますが、これにつきましては人件費、用役費、点検補修費及び最終処分費という4つの区分において比較・検討いたしております。その中では、メタン発酵による一体型処理の場合、全量焼却処理と比べまして用役費と最終処分費に関しては安く、反面、人件費と点検補修費に関しては高いという、おおむね共通した傾向を示しております。

ランニングコストの総額といたしましては、メタン発酵による一体型処理の方が安くなるという提案がある一方、人件費と点検補修費が大きく増加するために割高になるという提案もあるところでございます。この違いにつきましては、私ども各社における現在の技術力あるいは技術開発マインドによって生じる差ではなかろうかと、このように考えております。

こうした比較・検討を通じまして、メタン発酵による一体型処理を導入するに際しましては、PFIのメリットを活かし、民間における技術力や運転ノウハウを十分引き出すことにより、全量焼却処理の場合に比べて、初期投資額とランニングコストの双方を低廉化できるものと、このように考えているところでございます。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） 28番。

○28番（田中 健次君） 今、細かく担当の部長さんからまた御回答いただきまして、随分行政の内部ではそれなりの検討がされているという感じもいたします。いたしますけ

れども、ただ若干疑問もあるので、そういった疑問も述べながら今後の検討というのか、そういったものもやっぱり新しいものに取り組むわけですから、非常に慎重に取り組まなければならないだろうと思います。

環境省のホームページの中で、生ごみ等の３Ｒ処理に関する検討会というのがありまして、これ昨年の２月の第５回の議事次第というのか、その配付資料がホームページで見ることができます。それを見ますと、いわゆるバイオマスの種類ごとに対応する変換技術とその技術水準という形で、メタン発酵の技術水準が表としてまとめられているんですが、実用化のレベルなのか実証段階のレベルかという形で、食品廃棄物については、これは事例多数対応技術として適すると。同じく家畜糞尿、下水汚泥についても、実用化の技術、事例がたくさんあって対応技術として適すると、こういうふうにしてあります。ただ、農業残渣については、事例がありというぐらいのことしか評価になっておりません。それから、今、防府市も入れる木くず、木くずについてはこれはまだ実証段階だと、実証段階として事例があると、こういう評価に一つはなっております。それが一つであります。

それから、新しい技術というところでこれまで新しい技術に、ごみの処分でも新しい技術が幾つかありました。その中の一つが、例えばＲＤＦ炉というような形で、これはごみが燃料になるという形で、非常にもてはやされた時期がありますけれども、今は少し爆発をしたりとか、そういう形で少し後ろの方に追いやられている形だと思います。

それから、ガス化熔融炉というようなものが随分技術的にいいという形でもてはやされましたけれども、初期の段階ではかなりこれがスケールアップするときにトラブルが多くて、随分大きな規模の実験炉を自治体がつくってしまったということが言われたこともあります。そういったスケールアップでのトラブルというのがあるのが当然だろうと思います。いわゆるスケールアップ障壁という言葉を使うようですが、それを防ぐのが、それを解決するのが一つは技術なんです、そういった点でこの辺はぜひ慎重であるべきじゃないかと思います。

先ほど、壇上で述べました大分県の日田市ですが、昨年の４月から、その前から準備段階からひっくるめて、メタンのため汚泥というのを７００トンぐらいタンクの中に入れたんだそうですが、それで少しずつ汚物を添加していったわけですが、消化不良のような形になって、ここは京都府八木町からメタン菌の、そのまた、そういう種の菌というのか、それを６００トンほど持ってきたと、こういう例もあります。そういった初期トラブルも当然考えられるだろうと思います。その辺、ぜひ慎重に進めていただきたいと思います。

それからもう一つ、分別収集についてですけれども、先ほど随分コストがかかるという

ようなことが言われましたけれども、先ほど言った環境省のホームページの中にある生ごみ等の3R処理に関する検討会、この中でやっぱりメタン発酵の問題、随分検討しておりますが、興味深いのは、収集運搬コストについてこういうふうに書かれてあります。生ごみを分別収集することによる収集運搬コスト及び収集量の変化事例を表8に示すと。生ごみの分別収集に伴い、延べ収集回数が2回から3回から4回に増加しているため人員、車両とも増加し、3市のいずれの場合も収集ごみ1トン当たりの費用は分別収集前に比べて、分別収集後の方が増加していると。

しかしながら分別収集を行うことによって、約3分の1の減量が図られている。分別収集することによってごみの量が減ったというわけです。このため、収集経費全体で見ると、FとGとHという3つの市ですが、F市で3割増、ここは2回から4回に収集回数が倍となっているほかは同等、または1割減となっていると。だから、分別収集で一見コストが増加するように見えるんですけども、3つのうちの1つでは確かにコストが増えたけれども、1つの市は同等であり、1つの市は1割減となったと。そしてごみの量が減ったということであれば、これはいいことづくめのような気もするわけですけども。こういったことが環境省のホームページの中に、会議の資料として示されているということをぜひ御参考にさせていただきたいと思います。

そういう形で、環境省のホームページにもコスト的には割と、政策的に勧めるという意図があるかもしれませんが、メタン発酵を併用した場合に有利というふうにも書いてありますし、それから先ほど示されたように財政的にも随分有利のようにも思えますけれども、それに惑わされないような形で今後、進めていただきたいと述べて、この項の質問は終わりたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） それでは、続きまして監査請求に対する監査の仕方について答弁をお願いします。監査委員。

〔監査委員 大木 孝好君 登壇〕

○監査委員（大木 孝好君） 私から、監査請求に対する監査の仕方についての御質問にお答えいたします。

このたびの住民監査請求につきましては、昨年12月8日に地方自治法第242条第1項の規定に基づいて提出されたものですが、同法第242条所定の要件に不備が見られましたので、同年12月15日付で補正を求め、同月21日付で補正書の提出を受け、22日に受理をしたものでございます。

その後、住民監査請求の対象となる財務会計行為につきまして監査を実施し、監査結果について両監査委員の合議が整いましたので、2月13日に地方自治法第242条第4項

の規定に基づいて請求人さん、このたびは代理人さんの選任がございましたので、代理人さんに対して文書で監査結果を通知するとともに、公表したものでございます。

なお、監査に当たりましては、地方自治法第198条の規定により公正・不偏の態度で職務を遂行いたしました。

そこで、御質問の第1点の個別外部監査を実施すべきではなかったかという御質問につきましては、2月13日付で文書で通知いたしました監査結果の中の第1、請求の受付の項の5、個別外部監査契約に基づく監査を行わなかった理由のところ述べているとおりでございます。また、2点目の補助金の算定額の適否を判断すべきではなかったかという御質問につきましても、同じく監査結果の中の第3、監査の結果の項の1、事実関係の調査等の(6)の調査結果及び2、監査委員の判断のところ述べているとおりでございます。

以上でございます。

○副議長(河杉 憲二君) 28番。

○28番(田中 健次君) 大変簡潔に述べられまして、簡潔過ぎてよくわからないところもあるんですけれども、既に、監査結果についてという形で報告は出されておりますので、それ以上の御回答もできない、あるいはということで、今のような簡単な答弁になったんだろうと思います。

こういう場で監査委員に対して議員が質問するというのは、非常に異例ではありますがけれども、監査機能の強化ということを私は求めるという立場で御理解を願いたいと思います。そういった意味で、個別外部監査というものをぜひ、これはこれまでの導入の経過、先ほど壇上で言いました地方制度審議会だとか、五項目文書問題、こういったものがありましたし、条例の提案のときの当時の助役さんの答弁の中で、個別外部監査から包括外部監査へというようなことも考えていくようなことがありました。透明性を確保するという意味で、ぜひこれは実施していただきたかったという意見を述べておきます。

それから算定額の適否の判断ですが、壇上で言ったことを繰り返すようになりますけれども、地方自治法75条の直接請求による監査というのは、いわゆる事務監査という形で事務全般にわたって監査をするわけですが、このときには50分の1の有権者の署名がいるとか、いろいろありますけれども、今回は242条の住民監査請求で違法または不法な公金の支出という形ですので、この中では内部協議で補助金の額を算定し伺い文により云々で決済を受けているというような、そういった形式的なことしか書いてありません。

補助基本額が2億8,000万円であって、国の補助がその2分の1の1億4,000万円、県の補助がその4分の1で7,000万円、それにつけて市が約1億

3,000万円補助し、総額で3億4,000万円補助したと。いわゆる補助基本額2億8,000万円を超える補助金という形でありますので、ぜひこの監査の中でこれが適当であったのか明らかにしてほしかったわけですが、こういう形で終わっているわけです。

今後は、住民訴訟が起こされるというふうに請求者の方が記者会見で何かで述べられておるようですので、私としては立ち入ることをしませんが、もう少しその辺は監査としてしっかり監査をすべきではなかったかという意見を申し上げて、この項の質問を終わります。

○副議長（河杉 憲二君） 続きまして、学校給食について答弁を求めます。教育次長。

○教育次長（和田 康夫君） 学校給食についての御質問にお答えします。まず、中学校給食に対する評価についてでございますが、平成18年9月から中学校給食を開始いたしました。開始から約6カ月を経過した現在、調理員も業務になれ、子どもたちに安全でおいしい給食を提供するため日々努力しているところです。

また、給食の味つけにつきましても昨年11月に実施したアンケート結果では、「おいしい」、「まあまあ」と答えた生徒が約66%、「おいしくない」と答えた生徒が約34%でした。この結果を踏まえ、給食センター栄養士を中心に、献立作成委員会での意見交換や、各学校と連携を図りながら日々改善を行っております。

先般、市内の栄養士の方が試食をされ、中学校給食をおいしくないと聞いていたが、大変おいしいとの感想をいただくなど、これまで給食センターで試食された方には一定の評価をいただいております。引き続き、PTAをはじめ多くの方に見学、試食をしていただき、中学校給食に対する理解を深めていただきたいと考えております。また、適切な時期に生徒の感想についても、再度、調査をしたいと思っております。

次に、もう少し手間をかけた調理にこだわるべきではないかとお尋ねでございますが、自校方式、給食センター方式のいずれにおいても、限られた調理員で短時間に大量調理を行いますので、野菜を除き、肉、魚類についてはある程度下処理がなされた食材の使用はやむを得ないものと考えております。なお、献立等の工夫により、少しでも手づくり感のある調理を心がけたいと思います。

次に、食育基本計画の策定についてですが、健康福祉部所管でございますが、続いてお答えをいたします。

昨年の6月市議会定例会の一般質問においても同様の質問があり、お答えをしておりますが、現在、県においては国の食育推進基本計画の策定を受け、この3月末を目途に、食育推進計画の策定に取り組まれています。

市といたしましては、食育基本法に市町村の食育推進計画の策定は、努力義務と規定されていることや、食育の諸施策が教育、保健、生産活動、食文化等多岐にわたっていること、また、県の計画との整合性も必要と考えられることなどから、県が策定される計画の内容を検討し、また、他市の動向を見守りながら判断したいと考えております。

ここからは教育委員会の回答になりますが、給食の燃料費を市が負担すべきではないかとの御質問でございますが、現在、保護者にはガス代の一部として1食10円の御負担をお願いしております。学校給食には、このガス代のほか、電気、水道など光熱水費を含めて、多額な経費を必要とすることも御賢察いただき、御理解を賜りますようお願いいたします。

○副議長（河杉 憲二君） 28番。

○28番（田中 健次君） 一番最初に給食の評価について、「まあまあ」と「おいしい」で合わせて65.6%という数字だと思いますけれども、それを言われましてけれども、先ほど壇上でも言いましたけれども、アンケートをとるときには真ん中の回答、それからいい、悪い、普通だったら普通、よい、悪いという形で、真ん中の選択肢を1つつくって左右に振り分けるわけです、選択肢を。あるいは、左右の選択肢をよい、大変よい、悪い、大変悪いと、これが普通のアンケートのとり方で、回答については真ん中のものは別にして右のものと左のものがどうかというふうに考えるのが普通のアンケートのとり方であって、また考え方だと思うんですね。

そういうことでいって、「おいしいですか」というふうな問いに対して「おいしい」が約12%、「まあまあ」という真ん中の答えが53.5%で、「おいしくない」が34%ですから、「おいしい」と「まあまあ」を合わせてこれでいいというふうに考えるのは、アンケートの考え方としてまず非常におかしい、非常に自己都合的な解釈ではないかということをお最初にまず言っておきたいと思います。

それで、もう時間も限られておりますので、幾つか要望だけ述べて終わりたいと思います。一つは、センターでの給食について改善するための提言という形で幾つかお話をさせていただきたいと思います。

一つは、今回、2学期から始まりまして初期トラブルとでも言うべきものがやっぱりあったと思います。熟練をしていないということですね。そういうことで考えると、今、センターの調理については大体3年ごと、今回については1学期から始まりませんから、2年数カ月という形になりますが、3年ごとに1学期に初期トラブルが数カ月続くということでは困ると思うんです。今回、いろいろな、数が間違ふとか、いろいろなトラブルがあったというふうに聞いております。そういう形で、3年ごとの業者選定については再検

討する必要があるんじゃないかと。

民間委託という市の考え方が、私は直営がいいと思うわけですがけれども、民間委託ということを使うのであれば、本当に純粹の民間業者、今回、防府市がしているようなやり方、そうでない民間委託というのも実はあるんです。行政視察に行って、私もこういう民間委託もあるんだと思いましたが、学校給食公社というような形の民間委託。防府市でいけば福祉事業団がそれに近いものかもしれません。それから、全国的に見ると、NPOが学校給食の調理配送を民間委託という形で請け負っているところがあります。本当の純粹の民間に任せるといって、非常に給食の質だとかそういう問題があるという形で、NPOが、NPOというのは基本的に利益を出さないというようなあれですから、そういう形で給食を受ける子どもたちにも還元されると、こういうことをぜひ検討していただきたいと思います。

それから、2番目に、冷凍品、加工品に頼らないような改善というものがやはり必要じゃないかと思います。そのためには若干予算が要るわけですがけれども、先ほど言った食品成型器、パン粉つけ器、それから前の議会で言いました卵割り器、割卵器といいますが、割卵器などは下松のセンターなどには入っております。

それから、調理器具等の不備不足、こういったものもあるんじゃないかと思います。食器は3種類しかありません。私どもが前、視察をした兵庫県の宍粟市では、5種類の食器を準備して、その中で料理に応じて3種類を出すと、こういうような形でありました。下松のセンターではやはり4種類の食器を準備してそれから3種類を出すと、こういうことをやっております。

それから2月27日だったと思いますが、市内の市民活動団体が給食センターで見学と試食の会をされました。私もちょうど議会が休会でしたので参加させていただきましたが、その中で、山口新聞にも出ておりますけれども、フライが油っこいということが言われております。食缶の底の方に油がずっとしみていったまるといって、すのこのようなものが要らないかと、こんなことを参加者から言われております。

それから、これは私が見学会に参加しているうちに気づいたことですが、配送時間の問題です。これはセンター方式の欠陥の大きな一つでありますけれども、平成15年3月の給食の基本計画では、30分以内に配送というふうに言っております。だから、つくって30分してすぐ向こうで準備にかかるのかと、こういうふうに私は理解しておりましたけれども、現状は、給食センターを出るのが11時ごろということです。学校で食べる準備にとりかかるのが12時35分ごろですから、つくって車が出て1時間半ぐらいいないと給食の準備にかからないというのが現状です。

これは、一つは防府市の場合には車 1 台が 2 校回るといようなことが大いにあるのではないかと思います。県内調べてみますと、下松市は 1 校 1 台で、センターを出るのが 1 1 時半から 1 2 時ごろ、防府市と比べると 3 0 分から 1 時間違うということです。同じように現在、山口市にあります小郡の給食センター、これは 4 校を 3 台の車で配送していますが、1 1 時 2 9 分から 4 3 分にセンターを出るとい形で、3 0 分から 4 0 分ぐらい防府市よりも食べるまでの時間が短くなっているわけです。

給食センターの配送時間の問題は、これまでもいろいろと言われておりました。例えば、大間知啓輔という、これは経済学者の人ですが、「学校給食その実態と改革」という本で、第 1 部がセンター給食というふうになっておりまして、その第 3 章、「おいしさが欠ける仕組み」というふうに書いてあります。「長時間配送」という項目があって短い副題がついております。「緑のほうれん草は茶ガラになる」というふうにしてありますが、「調理をしてからすぐめしあがっていただくと、料理をおいしくさしあげることになる。即席天ぷらやお寿司屋さんでいただく寿司がおいしいのはこのためである。天ぷら専門店で、揚げなべの前でいただくのはおいしい。揚げるそばから食べていく。天ぷら職人も、やりがいがある」と。「さっと揚げれば、パッと食べ、食べ終ったときに次が揚げられて……といった呼吸のやりとりでなきゃあ、やりがいがありませんや」、これは天政という天ぷら屋さんの言葉のようです。「単独校の昼食でも、こういうわけにはいかない、いわんやセンター給食になると、もうだめである」と。

それからあと、調理の温度のことが書いてあります。それはちょっと飛ばして、「油炒めや野菜サラダは水分が出て、パサパサになった頃、さしあげる。フライものは油でべとつく。煮ものは運搬中にくずれてしまっている。料理の道に完全に反している。配送に時間がかかるのでスープのなかの青味も色を失う」、これからはちょっと調理員さんの言葉ですけれども、「ほうれん草の旬はいちおう 1 2 月ということだが、1 2 月や 1 月の頃、単独給食ではほうれん草を汁に入れたり、おひたしにしたり、出来るだけ沢山つけたものである。北町調理場（給食センター）では、釜からみそ汁を取り出す寸前に緑したたるほうれん草をパッと散らしたとて、子どもたちの食べる頃は茶ガラと同じ色になっている。釜から取り出してから子どもの食べるまでの時間が最低でも 1 時間はある。保温のための二重食缶のおかげで、ほうれん草の緑の色は急速に失われる。グリーンピース、パセリ、みなしかり。何のための青味だったか、彼らはみなその役割を果たしてくれなかった」、こんなようなことが書いてあります。

そういう意味で、ぜひこの調理・配送時間については、短縮をできるように、今後検討していただきたいと思います。

それから、先ほど、いろいろと引き続いてまた今後もアンケートみたいなことをされるということでしたから、ぜひそれをよろしくお願いします。

それから、食育について少し述べさせていただきたいんですが、２月に市内で日常の食生活で実践する食育とはという形で市民活動団体の方が県立大学の先生を呼んで、食育のそういった講演会がありました。その中で、なかなか、もうポイントだけ、はしりますが、味覚障害の患者数が１０年前と比べてかなり増えているということを言われました。味覚障害の原因の２位が亜鉛欠乏にあると、こういうふうにその先生はおっしゃられました。

それで、食育に関して顆粒だしと煮干しだしでとったみそ汁を比較をされて、顆粒だし、これはグルタミン酸ナトリウムを多量に含むと、煮干しだしはヒスチジン、タウリン、イノシン酸というようなうまみ成分がたくさん含まれていると。その中のタウリンは血中コレステロールの上昇を抑制する、ヒスチジンは脂肪分解作用を促進する可能性があるというようなことで、そういっただしの中にも健康成分が含まれているんだと。それで、グルタミン酸で育ってしまうと、天然の味では物足りなくなってしまうと、それが今のインスタント食品、加工食品の味にならされてしまうんだと。

加工食品などによく使われている品質改良剤でポリリン酸塩というのがあります。それから酸化防止剤ＥＤＴＡというのがありますが、こういうものは亜鉛を体外に出す。それから酸化防止剤のフィチン酸というのは、亜鉛の吸収を妨げると。そういう形で加工食品がいわゆる味覚障害を起こす原因にもなると。こんなことで、できるだけ食生活、食習慣、食育というようなことを言われたわけであります。

そういった意味で、加工食品を多用するようなセンターというのも非常に心配だということを私は思います。ぜひこの辺も今後検討いただきたいと思います。

最後に給食の燃料費ですが、合併をしなかった１市４町はみんな公費で出しているわけですから、防府市が出さないというふうになぜと言うのもおかしい話だと思しますので、ぜひこの辺はじっくりと検討していただくよう要望して、質問を終わりたいと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 以上で、２８番議員の質問を終わります。

ここで１５時３０分まで休憩いたします。

午後 ３時１５分 休憩

午後 ３時３０分 開議

○副議長（河杉 憲二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

次は１５番、平田議員。

〔 15 番 平田 豊民君 登壇 〕

○ 15 番（平田 豊民君） 政友会の平田でございます。通告に従ってお尋ねいたしますが、本日の最後の質問となります。簡略にまいりますので、もう少し御辛抱くださいませ。

防府市におかれましては、去る 1 月 17 日に阪神・淡路大震災を教訓にしての防災参集訓練、火災を想定しての避難訓練、そして消火訓練を実施されました。災害に対しては、常日ごろより意識し、行動にすぐ移せるよう習慣づけることが大切でございましょう。高く評価いたすものであります。

また、さきの施政方針においても、災害においてあらゆる危害を最小に食いとめるためには、初期活動が最も重要である、そのためには公の組織だけではなく、地域住民のボランティア活動を中心とした自主防災組織の存在が大切なのであり、もしその組織が災害時に必要とする諸機材があれば、それを整える費用を補助する制度を創設しようとも述べておられます。時宜を得た制度と思っております。

ところで、こうしたお尋ねをする動機は、五十数年前、死んだ母親が私に話してくれたことでございます。それは、ある震災で家が倒壊した家族の話でございました。家族の 1 人が倒れてきた家のはりに片足を挟まれました。他の家族はそのはりを動かそうとしてもびくともしない。そのうち火が回ってきて、逃げられぬ。その人が足を切ってくれ、そうしたら命は助かると家族に言われたそうです。震災のさなか、のこ、なたなど手近にあるわけがなく、また、仮に道具があったにしても生身の家族の足を切断できたかどうか、結局その方は火の中で命を落とされたとのことでございました。ただこれだけの話ですが、私にとってはかなりのショックな話でございました。

ですから、平成 7 年 1 月 17 日の阪神大震災のときのヘリコプターの空中からの中継をテレビで見えておまして、黒煙の上がる、そして燃え盛る炎を見まして、今、お話ししたようなことが、あの炎のもとで起きているのではなかろうか、また、寝たきりの方がおられ、家族に対して迫りくる炎を前にして自分を置いてゆけ、おまえたちだけでも助かればよいと言っておられるのではなかろうかなと、言われた家族の気持ちはいかばかりなものであろうかと思った次第でございます。これは私の想像ではございますが。

メディアの報道によりますと、阪神大震災では犠牲者が 6,000 人を超えたということとございました。その犠牲者の中で 60 歳以上の方が 50% を超えております。また、身体障害者の死亡率は、五体満足な健常者の 1.3 倍の割合になったとのことでございます。その後、大規模災害のたびに高齢者、障害者らの逃げおくれが問題になっております。こうした悲劇は、少なくするよう努めなければならないものではないのでしょうか。

ここでお尋ねでございます。国は、一昨年、こうした災害時要援護者の避難支援ガイド

ラインを策定し、市区町村が保有する個人情報をもとに災害時要援護者の住所、氏名などのリストを作成すること、これが一つでございます。そして、消防団、さきの自主防災組織、民生委員さんなどと情報を共有し、避難支援計画をつくるよう求めたと思いますが、防府市における進行状況はどんなものでございましょうか。

幸いにして、防府市は大震災の可能性は低いようでございますが、風水害、大火災の可能性というものは十分あると思いますので、油断はならないと思っております。

それと関連いたしまして、消防部局におかれましては、以前から独居老人世帯を訪問しておられましたが、現在もその訪問を継続しておられますか。そして続けておられるのであれば、その訪問の結果を、その情報を、どのようにプールし、活用しておられるかお聞かせください。これが大きい1でございます。

2といたしまして、次に災害とは若干異なりますが、ことし1月20日、兵庫県宝塚市で発生した娯楽施設での火災による死傷者を出した事件に関連してのことでございます。楽しみを求めて行ったのに、結果は悲劇であったとは、許されるものではありませんまい。防府市において、そうした施設を規制する消防法などの遵守は、施設には多くの種類があるかとは思いますが、滞りなく行われておりましょうか、お聞かせください。たまたま、けさのNHKの7時のテレビニュースで、そういう施設での全国調査の結果を放映しておりました。内容をちらっと眺めましたが、余り芳しいものではなかったようでございます。

以上をもちまして壇上からのお尋ねといたします。

○副議長（河杉 憲二君） 15番、平田議員の質問に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 松浦 正人君 登壇〕

○市長（松浦 正人君） 私からは、まず災害時要援護者に対する避難支援ガイドラインを平成17年に国が示しているが、災害時要援護者の住所や氏名などのリスト作成は完了したかどうかとの御質問にお答えをいたします。

私は、市長に就任して以来、防災を含め市民の安全・安心を最重要課題として市政運営を行ってまいりましたが、今後も防災体制をさらに充実しなければならないと考えております。

私も議員、御指摘のとおり、災害時要援護者のリストを作成することは防災上重要であると考えており、市で保有している情報を活用できるものであれば活用したいと考えております。

リストの作成に必要な高齢者や障害者の住所や氏名などの情報は、高齢障害課、妊産婦や乳幼児の情報は健康増進課、外国人の登録情報は市民課で保有しているなど、市には多くの災害時要援護者の情報を保有しております。しかし、これらの情報はそれぞれの業務

のための情報でありまして、これを防災で使用することは目的外利用となり、個人情報保護の観点から、防災上の災害時要援護者のリスト作成には至っておりません。

一人ひとりの避難支援計画のもととなるリストができないため、支援計画の作成もできていないのが実情でございます。このことは、他の自治体でも共通した課題となっているところでございます。

これらのことから、各自治体にあります情報を災害時において活用することができないか、法律の改正を含め、国において検討中であります。

一方、災害時要援護者への対応も含め、防災で一番重要なことは、家族を含めた自助、共助が大切であると考えております。このため、災害時には、災害時要援護者も含め、お互いが協力し合い、助け合うことができる自主防災組織づくりが大切であると考え、組織化を自治会へお願いし、組織率も平成17年3月の15.6%から平成19年2月には30.7%と組織化も進んでまいりました。そして、結成された自主防災組織の活動が充実できるよう、新年度予算で自主防災組織育成事業補助金を計上しているところでございます。

このほか、災害時要援護者またはその御家族など、支援を必要とする方々のため、インターネット、または携帯電話のメールなどで直接避難勧告などの災害時避難支援情報を送信することができるシステムを昨年8月に導入し、4月から運用開始することとしております。

このシステムを利用していただくためには、利用希望者の登録が必要となりますが、登録をしていただくために、昨年8月1日から市広報や自治会長、民生児童委員さんを通じ、市民の皆様にお知らせし、登録申請の受け付けを開始しております。

また、登録申請の御案内は個人のみでなく、災害時要援護者の利用施設である幼稚園、保育園、小学校、病院や福祉施設等の関係施設にも登録のお願いをしているところでございます。

現行の法体制のもとでは、いろいろな制約もありますが、防府市の防災体制がより充実し、安全・安心なまちづくりのため、災害時要援護者の避難支援を含め、市ができることについて、今後も積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

残余の御質問につきましては、消防長から答弁いたします。

○副議長（河杉 憲二君） 消防長。

○消防長（松永 政己君） それでは、私の方からひとり暮らしの老人家庭の訪問を現在も実施しているかという御質問についてお答えいたします。

消防署では、春、秋の火災予防週間行事の一環といたしまして、市内のひとり暮らしの

高齢者世帯を対象に火気取扱場所を中心に防火診断を実施しております。この３月１日から３月７日、きょうまでの間に春の火災予防運動中でございますが、新田地区をはじめ市内４カ所の約５００世帯を実施したところでございます。

また、その結果を消防職員が判断いたしまして、身体の不自由の重い、軽いによりリストアップいたしまして、消火器、火災警報器が必要かどうかのリストを市の担当部署へ文書で送付しているところでございます。また、この防火診断につきましては、今後とも市内全域を３年周期で計画的に継続実施したいと考えております。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） １５番。

○１５番（平田 豊民君） ありがとうございます。前向きの回答でございます。本当、うれしく思います。

実は、時々、自分で寝ながら天井を眺めて思いますんですが、いろいろ法律のあれがございますが、例えば防府でも起こり得ることですが、山すその３世帯が山崩れで飲み込まれたと、さあ救出、その他援護に行くと。そのとき、どれから、右からか左からか真ん中からか、３世帯並んでいたら、そのときどういう手順で助け出しを行うか。そのときやっぱり、今のように寝たきりの方がおられるとか、何かそういうかすかな情報でもあれば優先順位になってくるのではなかろうかなということで、それを手順を間違えてやっていたら一番最後になったところに寝たきりの方がおられて息は絶えていたと、もう少し早かったら救護できたんじゃないかなろうかという悔いが残るわけでございます。

今、市長さんおっしゃいましたように、個人情報保護法と、まことにありがたい法律ができております。それで、ある新聞の社説の最初の文章が私、印象に残っております。人の命より個人情報の方が大切なのか、大事なのかと、第一行目に社説で述べておられました。むべなるかなと思いました。でも、法治国家でございます。いろいろ、そういう諸般の事情がございましょうが、乗り越えてひとつ、人の命というのがあってこそその日本でございますから、大切にしていこうという体制を整えていただくように、ひとつよろしくお願い申し上げます。

それで、今、市長さんの御説明ありました。消防部局でいろいろ、やっぱり見聞きするのが一番の情報でございますから、それを大切にされて救出活動のときには大いに活用して、有効にさせていただけたらと思います。

それで、１つお尋ねでございます。先ほどからも施政方針の中にも述べてございます言葉で、自主防災組織というのはどういう形を今、頭に描いておられるのか、ちょっと自治会組織の云々という御説明がありましたが、その辺、もうちょっとある程度のビジョンが

できておりましたら、その辺のことを御説明いただけたらと思います。

○副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） 自主防災組織について、私の方からお答えを申し上げます。

先ほど、市長の方から答弁をいたしましたように、災害時における自助、共助という基本的な考えの中で、やっぱり、今、議員さんもおっしゃいましたように、災害時に一番近くでいらっしゃる方に一番初めに手をつけてといいますか、お助けをいただくというのが一番手っ取り早いと思います。そういった意味で、いわゆる自治会単位でそういった災害時の救助の方法なり、あるいは連絡の方法なり、あるいは避難の方法なり、そういったことを事前につくっていただいおくなら災害時の対応としては、緊急に対応できるんじゃないかということがございますもので、今、各自治会の組織をお願いをして、できるだけ組織化をお願いしたいということをしているわけでございます。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） １５番。

○１５番（平田 豊民君） ちょっと上塗りになりますが、私も実は自治会長をやっておりまして、例えば部長さんから依頼を受けたとき、中に組織づくり的なことを考えよということでございますか、そういうボランティア活動としての取り組みを考えていただきたいということですか、自治会の方へ。

○副議長（河杉 憲二君） 総務部長。

○総務部長（浅田 道生君） お願いといいますか、自主的につくっていただきたいというのが私どものお願いでございまして、まずは今、先ほど申し上げましたように、やっぱり地域のことは地域の自治会の方が一番よく御存じである、あるいは避難路にしても、先ほどからお話が出ておりますように、弱者の方がどこにいらっしゃるとか、そういったことは自治会の方が一番よく御存じでございますから、そういった利点を生かした中でやっぱり自治会単位ぐらいでそういった組織をつくっていただくのが一番効率的じゃないかというふうに考えまして、私どもは自治会単位でぜひともお願いをいたしたいという考えでございます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○副議長（河杉 憲二君） １５番。

○１５番（平田 豊民君） 了解いたしました。そういう観点から、下の方から、下から上へということだろうと思いますので、その辺のこと、いろいろ考えさせていただきたいと思います。では、次をお願いいたします。

○副議長（河杉 憲二君） 続きまして、防府市内にある娯楽施設での防災対策について。消防長。

○消防長（松永 政己君） それでは、私の方から、市内にある娯楽施設での防火対策についての御質問にお答えいたします。

議員が質問されましたように、去る１月２０日、兵庫県宝塚市で発生いたしましたカラオケボックス店の火災では、死者３名、負傷者５名の犠牲者が発生しております。この火災の教訓を踏まえまして、類似火災の発生を防止するため、総務省消防庁の通知で、全国一斉にカラオケボックスの再点検を実施することになりまして、市内にあります同様な個室カラオケボックスの再点検を１月２２日から実施したところでございます。

消防訓練等の防火管理、自動火災警報設備の消防用設備の不備につきましては、改善計画を管理権原者から提出させております。改修の状況につきましては、引き続き立ち入り検査を実施し、指導することとしております。

また、他の防火対象物につきましては、定期的に立入検査を実施し、消防用設備の維持管理、防火管理について指導しているところでございます。今後とも、防火対象物における安全対策の徹底を図ってまいる所存でございます。

以上でございます。

○副議長（河杉 憲二君） １５番。

○１５番（平田 豊民君） ありがとうございます。

時々私も、多少趣味がございますから、出かけて、１杯飲んで代行運転で帰るということもございますので、先般の事故では死傷者だけでなく経営者側の方で逮捕者を２名も出したという、許されざる状況でございましたが、そういうようなことになると、とても大ごとになるんで、法の遵守の浸透をそういう面からも推し進めていって、継続していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それで、すべての最後といたしまして、モットーといたしまして、災害またはその犠牲者は最小にと、一番少なくということで、その備えを日ごろから心得ていただくよう市長さんをお願いいたしまして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（河杉 憲二君） 以上で、１５番議員の質問を終わります。

○副議長（河杉 憲二君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、これにて延会することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（河杉 憲二君） 御異議ないものと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。お疲れさまでございました。

午後 ３時５３分 延会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

平成 1 9 年 3 月 7 日

防府市議会 議長 行 重 延 昭

防府市議会副議長 河 杉 憲 二

防府市議会 議員 齊 藤 旭

防府市議会 議員 横 田 和 雄